



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 2
- 指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則を廃止する規則 (高齢者福祉介護課) 19
- 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (高齢者福祉介護課) 19
- 沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則 (医療政策課) 20
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (地域保健課) 20
- 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (衛生薬務課) 32
- 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (労働政策課) 32
- 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (道路管理課) 33
- 沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画・モノレール課) 34
- 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (都市公園課) 34
- 沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則 (下水道課) 35
- 沖縄県建築基準法施行細則及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) 36

告 示

- 沖縄県地域総合整備資金貸付規程の一部を改正する告示 (地域・離島課) 36
- 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定 (自然保護課) 37
- 救急病院の告示 (医療政策課) 37
- 県営土地改良事業変更計画の決定 (村づくり計画課) 38
- 沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (産業政策課) 38
- 公共測量の実施の終了の通知 (道路管理課) 39
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可・2件 (都市計画・モノレール課) 39
- 土砂災害警戒区域の指定・6件 (海岸防災課) 40
- 土砂災害警戒区域の指定の解除・2件 (海岸防災課) 42
- 土砂災害特別警戒区域の指定・7件 (海岸防災課) 43
- 県営都市公園の利用料金の承認・6件 (都市公園課) 52

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (ワクチン・検査推進課) 56
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画・モノレール課) 57

訓 令

- 沖縄県青少年行政連絡会議設置規程を廃止する訓令 (青少年・子ども家庭課) 57

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づき講じた措置の通知に係る事項の公表 57

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項・2件 57

正 誤

- 令和5年3月31日付け公報号外第10号中訂正 63

規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第6号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第49条の7第3項第2号中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改める。

別表中	26 施行令第6条の10（施行令第32条において準用する場合を含む。）の規定による担保提供の申出	担保提供書	第42号様式	を
-----	--	-------	--------	---

26 施行令第6条の10（施行令第32条において準用する場合を含む。）の規定による担保提供の申出	担保提供書	第42号様式	に、
	納税保証書	第42号様式の2	

41 条例第30条の払込書	個人県民税払込書	第62号様式	を
---------------	----------	--------	---

41 条例第30条の払込書	個人県民税払込書	第62号様式	に改め、同
	森林環境税払込書	第62号様式の2	

表42の項中「個人県民税払込報告書」を「個人県民税及び森林環境税払込報告書」に改め、同表43の項中「個人県民税賦課状況報告書」を「個人県民税及び森林環境税賦課状況報告書」に改め、同表中

44 条例第31条第2項の規定による報告	個人県民税賦課状況異動・確定報告書	第65号様式	を
----------------------	-------------------	--------	---

44 条例第31条第2項の規定による報告	個人県民税及び森林環境税賦課状況（異動）報告書	第65号様式	に改め、同
	個人県民税及び森林環境税賦課状況（確定）報告書	第65号様式の2	

表45の項中「個人県民税滞納状況報告書」を「個人県民税及び森林環境税滞納状況報告書」に改め、同表中

47 第17条の報告書	個人県民税清算状況報告書	第68号様式	を
-------------	--------------	--------	---

47 第17条の報告書	個人県民税及び森林環境税清算状況報告書（現年度分）	第68号様式	に改める。
	個人県民税及び森林環境税清算状況報告書（滞納繰越分）	第68号様式の2	

第16号様式（裏）中「a u P A Y（請求書支払い）」の次に「、楽天ペイ（請求書払い）」を加える。

第17号様式（表）中「a u P A Y」の次に「、楽天ペイ」を加え、同様式（裏）中「a u P A Y（請求書支払い）」の次に「、楽天ペイ（請求書払い）」を加える。

第19号様式(裏)中「a u P A Y (請求書支払い)」の次に「、楽天ペイ(請求書払い)」を加える。
第34号様式の2に注として次のように加える。

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第35号様式の注中1を削り、2を1とし、同注に次のように加える。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第35号様式の2の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、同注4中「上記3」を「上記2」に改め、同注中4を3とする。

第36号様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、同注4中「上記3」を「上記2」に改め、同注中4を3とする。

第39号様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、同注4中「上記3」を「上記2」に改め、同注中4を3とする。

第39号様式の2に注として次のように加える。

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第39号様式の3の注中1を削り、2を1とし、同注に次のように加える。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴

えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第39号様式の5の2に注として次のように加える。

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を經由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第39号様式の6の注中1を削り、2を1とし、同注に次のように加える。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を經由して提出してください。

3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第39号様式の7の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、同注4中「上記3」を「上記2」に改め、同注中4を3とする。

第39号様式の8の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、同注4中「上記3」を「上記2」に改め、同注中4を3とする。

第42号様式を次のように改める。

第42号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

担 保 提 供 書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿
事 務 所 長

納 税 者 住（居）所（法人にあつては、事
（特別徴収義務者） 氏 名 務所等の所在地、名
称及び代表者氏名）[Ⓔ]

徴 収 猶 予 換 価 の 猶 予 に 係 る 次 の 徴 収 金 の 担 保 と し て 、 以 下 の 担 保 を 提 供 し ま す 。

	年度	期 別	税 目	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 処 分 費	備 考
徴				円	法律によ 円	円	法律によ 円	

収 金					る金額		る金額	
担 保 の 等	不 動 産	種 類			数 量	価 額	所 在 地	備 考
表 示	保 証 人 の 保 証	住 所 (所 在 地)			氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)			備 考
担保物件の所有者		私は、上記徴収金の担保として、上記物件の提供に同意します。 年 月 日						
		住 (居) 所 (法人にあつては、事 務所等の所在地、名 氏 名 (称 及 び 代 表 者 氏 名) ㊞						
添 付 書 類								

注1 この担保提供書は、徴収猶予又は換価の猶予に係る担保を提供する場合に、納税者又は特別徴収義務者が作成してください。

2 担保提供者と担保物件の所有者が異なる場合は、「担保物件の所有者」欄に当該担保物件の所有者の記名押印を受けてください。当該担保物件の所有者が法人である場合には、当該法人の代表者の資格及び氏名を併せて記載してください。

なお、担保が保証人の保証の場合には、別に納税保証書が必要ですので、この担保提供書に保証人の記名押印は必要ありません。

3 担保物件の所有者の印は、印鑑証明の届出のある印を使用し、当該印鑑証明書を添付してください。担保物件の所有者が法人である場合には、当該法人の代表者の印を使用し、その印鑑証明書及び当該法人の商業登記簿謄本を添付してください。

第42号様式の次に次の1様式を加える。

第42号様式の2 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

収入印紙
 (13号文書)
 (債務の保証に関する契約書)

(一律200円)

納 税 保 証 書

年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿
事務 所 長

保 証 人

住(居)所 (法人にあつては、事
務所等の所在地、名
氏 名 (称及び代表者氏名) ㊞

保 証 人

住(居)所 (法人にあつては、事
務所等の所在地、名
氏 名 (称及び代表者氏名) ㊞

徴収猶予 換価の猶予 に係る下記納税者（特別徴収義務者）の下記徴収金を、私が（私ども保証人が連帯して）納付（納入）を保証します。

納税者 (特別徴収義務者)		住 所 (所在地)						
		氏 名 (名称及び代表者氏名)						
徴 収 金	年度	期 別	税 目	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 処 分 費	備 考
				円	法律による 円 金額	円	法律による 円 金額	

- 注1 この保証書は、徴収猶予又は換価の猶予に係る担保が保証人の保証である場合に、当該保証人が作成した上で、担保提供者（納税者又は特別徴収義務者）が提出してください。
- 2 保証人が2名以上の場合には、住所及び氏名を列記し、連帯して保証することを明らかにしてください。保証人が法人である場合には、当該法人の代表者の資格及び氏名を併せて記載してください。
- 3 保証人の印は、印鑑証明の届出のある印を使用し、当該印鑑証明書を添付してください。保証人が法人である場合には、当該法人の代表者の印を使用し、その印鑑証明書及び当該法人の商業登記簿謄本を添付してください。
- 4 この保証書には、保証人において印紙税法所定の収入印紙を貼付し、消印してください。
- 第62号様式を次のように改める。

第62号様式 (用紙 縦19センチメートル 横32センチメートル)

個人県民税払込書 (公)

第 号	口座番号	加入者	個人県民税
年度	区分	現 線	個人県民税
払込市町村	払込市町村	払込市町村	払込市町村
額	十億	千	百
延滞金			
過少申告			
追加申告			
不申告			
重加算金			
合計			
(年 月 日 徴収分)			
(注) 1 現年課税分、繰越分ごとに別紙とし、 区分欄の該当年度を○でかこむこと。 2 各市町村ごとに一連番号を付すること。			
日	計	領収日付印	
口	円		

領 収 書 (公)

第 号	口座番号	加入者	個人県民税
年度	区分	現 線	個人県民税
払込市町村	払込市町村	払込市町村	払込市町村
額	十億	千	百
延滞金			
過少申告			
追加申告			
不申告			
重加算金			
合計			
(年 月 日 徴収分)			
上記の金額を領収しました。			
		領収日付印	

領 収 済 通 知 書 (公)

第 号	口座番号	加入者	個人県民税
年度	区分	現 線	個人県民税
払込市町村	払込市町村	払込市町村	払込市町村
額	十億	千	百
延滞金			
過少申告			
追加申告			
不申告			
重加算金			
合計			
(年 月 日 徴収分)			
上記の金額領収済みにつき通知します。			
沖縄県		県税事務所出納員 殿	
		事務所県税課出納員	
日	計	領収日付印	
口	円		

とりまとめ局→加入者

第62号様式の次に次の1様式を加える。

第62号様式の2 (用紙 縦19センチメートル 横32センチメートル)

森 林 環 境 税 払 込 書 (公)

第 号	口 座 番 号	加入者	森 林 環 境 税	県 税 事 務 所
年 度	区 分	現 線	払 込 市 町 村	事 務 所
			十 億 千 百 十 円	
			額	
			延 滞 金	
合 計				
(年 月 日) 月徴収分				
(注) 1 現年課税分、繰越分ごとに別紙とし、 区分欄の該当年度を○でかこむこと。 2 各市町村ごとに一連番号を付すること。				
日	計	領 収 日 付 印		
口	円			

領 収 書 (公)

第 号	口 座 番 号	加入者	森 林 環 境 税	県 税 事 務 所
年 度	区 分	現 線	払 込 市 町 村	事 務 所
			十 億 千 百 十 円	
			額	
			延 滞 金	
合 計				
(年 月 日) 月徴収分				
上記の金額を領収しました。				
		領 収 日 付 印		

領 収 済 通 知 書 (公)

第 号	口 座 番 号	加入者	森 林 環 境 税	県 税 事 務 所
年 度	区 分	現 線	払 込 市 町 村	事 務 所
			十 億 千 百 十 円	
			額	
			延 滞 金	
合 計				
(年 月 日) 月徴収分				
上記の金額領収済みにつき通知します。				
		領 収 日 付 印		
日	計			
口	円			

とりまとめ局→加入者

第63号様式を次のように改める。

第63号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年度 月分 個人県民税及び森林環境税払込報告書

令和 年 月 日

沖縄県 県税事務局長 殿
事務 所 長

市町村長

下記のとおり、令和 年 月 日に払い込みましたので報告します。

払込総額 F							円
うち個人県民税 E							円
うち森林環境税 d							円
区 分	県民税及び市町村民税、森林環境税			あん分率 ④	払込額 (③×④)		
	徴収金額 ①	過誤納等還付金 ②	差引 ③ (①-②)				
個人 県 民 税	現 年 度 分	税額	円	円	円	円	
		延滞金					
		加算金					
		小計 A					
	滞 納 繰 越 分	R 6年度以降本税					
		R 6年度以降延滞金					
		加算金					
		小計 B					
		R 5年度以降本税					
		R 5年度以降延滞金					
加算金							
小計 C							
合計 (A + B + C)						D	
森 林 環 境 税	現 年 度 分	税額	円	円	円	円	
		延滞金					
		小計 a					
	滞 納 分	税額					
		延滞金					
		小計 b					
合計 (a + b)						c	
払 込 調 整 欄							
月払込分に以下のとおり過不足金があったため、当月で調整し払込みます。							
		県民税払込額	払込調整額	調整後払込額	調整未済額		
個人 県 民 税	現 年 度 分	税額					
		延滞金					
	滞 納 分	税額					
		延滞金					
加算金							
合 計			D	E			
森 林 環 境 税	現 年 度 分	税額					
		延滞金					
	滞 納 分	税額					
		延滞金					
合 計			c	d			
払込総額(調整後払込額合計) F							
備考							

第64号様式を次のように改める。

第64号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年度 個人県民税及び森林環境税賦課状況報告書

令和 年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿
事 務 所 長

市町村長

6月末現在の現年度分の賦課状況を下記のとおり報告します。

(単位：人、円)

区分	納税義務者数				当該年度課税額 ①		①のうち翌年度の収入となるべき額 ②	前年度において課税したもので、当該年度の収入となるべき額 ③	当該年度の収入となるべき課税額の総額 ①-②+③
	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割と所得割の合計額による者	計	均等割	所得割			
県民税	総合課税に係るもの (譲渡所得の分離課税分を含む)	普通徴収							
		特別徴収							
		小計							(ア)
	退職所得に係るもの	普通徴収							
		特別徴収							
更正・決定分									
小計									
合 計 (A)									
市町村民税	総合課税に係るもの (譲渡所得の分離課税分を含む)	普通徴収							
		特別徴収							
		小計							(イ)
	退職所得に係るもの	普通徴収							
		特別徴収							
更正・決定分									
小計									
合 計 (B)									
総 計 (A) + (B)									
森林環境税	普通徴収								
	特別徴収								
	合 計 (C)								(ウ)
総 計 (A) + (B) + (C)									
当該年度 個人県民税 特定あん分率		(ア)	個人県民税 特定あん分率 (R5年度以前 賦課分)		(ア)	当該年度 森林環境税 特定あん分率		(ウ)	
		(ア) + (イ) + (ウ)			(ア) + (イ)			(ア) + (イ) + (ウ)	
備考									

(注) 納税義務者数は、普通徴収と特別徴収の併徴者については、「特別徴収」の欄に名寄して記載すること。

第65号様式を次のように改める。

第65号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年度 個人県民税及び森林環境税賦課状況（異動）報告書

令和 年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿
事 務 所 長

市町村長

月末現在の現年度分の賦課状況を下記のとおり報告します。

（単位：人、円）

区分	納税義務者数				当該年度課税額①		①のうち 翌年度の 収入とな るべき額 ②	前年度にお いて課税し たもので、 当該年度の 収入となる べき額 ③	当該年度の 収入となる べき課税額 の総額 ①-②+③	
	均等割 のみの者	所得割 のみの者	均等割と 所得割の 合計額に よる者	計	均等割	所得割				
県民税	総合課税に係るもの (譲渡所得の分離課税分を含む)	普通徴収								
		特別徴収								
		小計								
	退職所得に係るもの	普通徴収								
		特別徴収								
		更正・決定分								
		小計								
	合 計 (A)									
	市町村民税	総合課税に係るもの (譲渡所得の分離課税分を含む)	普通徴収							
			特別徴収							
小計										
退職所得に係るもの		普通徴収								
		特別徴収								
		更正・決定分								
小計										
合 計 (B)										
総 計 (A) + (B)										
森林環境税	普通徴収									
	特別徴収									
	合 計 (C)									
総 計 (A) + (B) + (C)										
備考										

(注) 納税義務者数は、普通徴収と特別徴収の併徴者については、「特別徴収」の欄に名寄して記載すること。

第65号様式の次に次の1様式を加える。

第65号様式の2 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

年度 個人県民税及び森林環境税賦課状況(確定)報告書

令和 年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿
事務所長

市町村長

3月末現在の現年度分の賦課状況を下記のとおり報告します。

(単位:人、円)

区分	納税義務者数				当該年度課税額 ①		①のうち翌年度の収入となるべき額 ②	前年度において課税したもので、当該年度の収入となるべき額 ③	当該年度の収入となるべき課税額の総額 ①-②+③
	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割と所得割の合計額による者	計	均等割	所得割			
県民税	総合課税に係るもの (譲渡所得の分離課税分を含む)	普通徴収							
		特別徴収							
		小計							
	退職所得に係るもの	普通徴収							
		特別徴収							
		更正・決定分							
		小計							
合 計 (A)								(ア)	
市町村民税	総合課税に係るもの (譲渡所得の分離課税分を含む)	普通徴収							
		特別徴収							
		小計							
	退職所得に係るもの	普通徴収							
		特別徴収							
		更正・決定分							
		小計							
合 計 (B)								(イ)	
総 計 (A) + (B)									
森林環境税	普通徴収								
	特別徴収								
	合 計 (C)							(ウ)	
総 計 (A) + (B) + (C)									
当該年度個人県民税確定あん分率 (ア) / ((ア) + (イ) + (ウ))		個人県民税確定あん分率 (R5年度以前賦課分) (ア) / ((ア) + (イ))		当該年度森林環境税確定あん分率 (ウ) / ((ア) + (イ) + (ウ))					
備考									

(注) 納税義務者数は、普通徴収と特別徴収の併徴者については、「特別徴収」の欄に名寄して記載すること。

第66号様式を次のように改める。

第66号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年度 個人県民税及び森林環境税滞納状況報告書

令和 年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿
事 務 所 長

市町村長

令和 年度分の滞納状況について下記のとおり報告します。

(単位：円)

区分	調定額 ①		清算額 ②		過誤納額 ③		不納欠損額 ④		滞納額 ①－②＋③－④	
	件数		件数		件数		件数		件数	
現年度分	県民税	()								
	市町村 民税	()								
	森林 環境税	()								
	計	()								
滞納繰越分	県民税	()								
	市町村 民税	()								
	森林 環境税	()								
	計	()								
合 計	県民税	()								
	市町村 民税	()								
	森林 環境税	()								
	計	()								

備考

第66号様式附表

令和 年度 個人県民税及び森林環境税滞納状況報告書の明細書

市町村名 ()

1 個人県民税収入未済の措置状況に関する調

(単位：円)

区 分		現年度分		滞納繰越分		合計	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
収入未済額							
収入未済額 に対する 措置 状況	処分停止						
	財産差押						
	参加差押						
	徴収猶予						
	交付要求						
	換価猶予						
	うち職権による換価猶予						
	徴収嘱託						
	その他						
うち納税誓約							

2 個人県民税の不納欠損に関する調

区 分		現年度分		滞納繰越分		合計	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
不納欠損							
上記 の 条 文 内 訳	滞納処分の停止で即時消滅したもの（地方税法第15条の7第5項）						
	滞納処分の停止中のもので停止期間が3年間継続したもの（地方税法第15条の7第4項）						
	滞納処分の停止中のもので時効期間が満了したもの（地方税法第18条第1項）						
	滞納処分の停止に附さずに時効期間が満了したもの（地方税法第18条第1項）						

(注) この明細書は、個人県民税及び森林環境税滞納状況報告書に添付すること。

第67号様式中「沖縄県知事長 殿」を「 沖縄県

県税事務所長 殿」に、「取扱費」を「徴収取扱

費」に改める。

第67号様式の2中「沖縄県知事 殿」を「沖縄県 県税事務所長 殿」に、「取扱費」を「徴収取扱 事務 所 長」

「 費」に、 「 県に払い 込んだ県 民税の金 額」を 「 県に払い 込んだ県 民税の金 額（H18 年度以前 賦課分 のみ該当）」に、 「 L 額から控除することができなかつた金額を市町村が還付し、又は充 当した金額」を

「 L 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を市町村が還付し、又は充 当した金額（H19年度以降賦課分のみ該 当）」に、

「（注）この報告書は、現年課税の分と滞納繰越の分を別々に作成し、その区別について 備考欄の該当箇所を○で囲むこと。を次のとおり改める。」を

「（注）1 この報告書は、現年度課税の分と滞納繰越の分を別々に作成し、その区別 について備考欄の該当箇所を○で囲むこと。 に改める。
2 L欄の請求額は、市町村が還付した額のうち県分（還付額の2/5）の額 を記載すること。」

第68号様式を次のように改める。

第68号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年度 個人県民税及び森林環境税清算状況報告書（現年度分）

令和 年 月 日

沖縄県 県 税 事 務 所 長 殿 事 務 所 長

市町村長

令和 年度個人県民税及び森林環境税の清算状況について下記のとおり報告します。

前年度3月31日現在あん分率（4月から6月までの払込あん分率）		
特定あん分率（7月から3月までの払込あん分率）		
令和 年3月31日現在 調定額（現年度分）	県民税 A	円
	市町村民税 B	円
	森林環境税 C	円
	合計 D	円
令和 年3月31日現在個人県民税あん分率	A/D E	
令和 年3月31日現在個人県民税あん分率	C/D F	

3月31日現在徴収金合算額	G	税 額 円	延滞金 円	加算金 円	合 計 円		
区分	個人県民税				森林環境税		
	税額	延滞金	加算金	計	税額	延滞金	計
3月31日現在の 払込むべき額 G×E(個人県民税) G×F(森林環境税)	H	円	円	円	円	円	円
3月31日までの 払込済額	I						
4月払込額 (差引過不足額) H-I	J						
3月徴収分分割額	K						
清算額 J-K	L						
備考 (個人県民税R5年度賦課 分の清算)		払込むべき額		払込(済+予定)額		清算額(S)	4月払込調整額 (L+S)
		本税	-	=			
		延滞金	-	=			

第68号様式の次に次の1様式を加える。

第68号様式の2 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

令和 年度 個人県民税及び森林環境税清算状況報告書 (滞納繰越分)

令和 年 月 日

沖縄県 県税事務所長 殿
事務所長

市町村長

令和 年度個人県民税及び森林環境税の清算状況について下記のとおり報告します。

令和 年 3月31日現在 調定額 (滞納繰越分)	県 民 税	R6年度以降賦課決定分	A	(C+E)×F	円
		R5年度以前賦課決定分	B	D×G	円
	市 町 村 民 税	R6年度以降賦課決定分	a	C-A	円
		R5年度以前賦課決定分	b	D-B	円
	合 計	R6年度以降賦課決定分	C		円
		R5年度以前賦課決定分	D		円
		森林環境税	E		円
令和 年 3月31日現在個人県民税あん分率			F		
令和 年 3月31日現在個人県民税あん分率 (令和5年度以前賦課分)			G		
令和 年 3月31日現在森林環境税あん分率			H		
3月31日現在 徴収金合算額	I	税額	延滞金	加算金	合計
		円	円	円	円

- 3 自動車検査証の写し」
- 「※ 添付書類
- 1 自動車の運行実績を証明する書類の写し（新規登録の場合は、運行計画書の写し）
 - 2 社会福祉法人又は社会福祉協議会の定款の写し
 - 3 自動車検査証の写し に改める。
 - 4 交通安全の指導、防犯思想の普及又は青少年の補導の用に供する自動車であるときは、警察署長、交通安全協会会長又は防犯協会連合会会長が発行する県税条例第146条第1項第4号に規定する目的に使用される旨の証明書」
- 第173号様式中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改める。
 第213号様式の2の注1中「、税額」を「、全額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第7号

指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則を廃止する規則

指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成11年沖縄県規則第61号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第8号

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成18年沖縄県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

地 域 密 着 型	夜間対応型訪問介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

を

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応
	夜間対応型訪問介護
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅
	認知症対応型共同生
	地域密着型特定施設
	地域密着型介護老人 看護小規模多機能型

型訪問介護看護
護
介護
活介護
入居者生活介護
福祉施設入所者生活介護
居宅介護

に、「居宅介護支援事業」を「居宅介護支援」に、「介護療養型医療施設」

を「介護医療院」に、

介護予防訪問介護
介護予防訪問入浴介護

を「

介護予防訪問入浴介護

」に、

介護予防居宅療養管理指導
介護予防通所介護

を「

介護予防居宅療養管理指導

」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第9号

沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則

沖縄県医師修学資金等貸与規則（平成19年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定により勤務期間の計算をする場合において、当該勤務期間中に育児休業、退職、停職その他これらに準ずる休業（以下「育児休業等」という。）の期間があるときは、育児休業等の期間の開始の日属する月から修了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、育児休業等の期間が終了した月において、再び育児休業等の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。
- 附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第10号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成6年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条中「同条第7項」を「同条第9項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 精神科病院の管理者は、法第33条第6項の規定により医療保護入院者の入院期間更新につき届出をするときは第18の2号様式によらなければならない。
- 3 法第33条第1項に規定する入院措置の家族等の同意は第18の3号様式に、法第33条第6項に規定する入院期間更新の家族等の同意は第18の4号様式によらなければならない。

第15条中「法第33条の7」を「法第33条の6」に改める。

第16条中「医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は同条第2項において準用する同条第1項の規定により報告するときは第23号様式に、」を削る。

第17条中「法第38条の2第3項」を「法第38条の2第2項」に改める。

第4号様式中「強制的性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に、
「8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

9 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。」を

「8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」に改める。

第14号様式中

「
* 手帳申請の場合 : 生活保護の有無 (有 ・ 無) を
」
「
」

に、

「

障害者手帳					通院公費負担			重度かつ継続		
1	2	3	不承認	保留	承認	不承認	保留	承認	不承認	保留

現在の等級	障害者手帳					通院公費負担			重度かつ継続		
新規・級	1	2	3	不承認	保留	承認	不承認	保留	承認	不承認	保留

」

改める。

第15号様式中

「※ なお、この決定に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に沖縄県知事に対して審査請求することができます。」

を

「

(教 示)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

に改める。

第17号様式中

「 特定医師による医療保護入院者(法第33条第1項・第3項
又は法第33条第2項・第3項)の入院届及び記録

年 月 日

沖縄県知事 殿

病 院 名
所 在 地

管理者名

フリガナ

を

特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録

年 月 日

沖縄県知事 殿

病 院 名

所 在 地

管理者名

下記の者が、特定医師の診察の結果、医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33号第9項の規定により届け出ます。

フリガナ

に、「保証人」を「保佐人」に、「法第33条の7第2項入院」を「法第33条の6第2項入院」に、

「9 同意をした家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

10 同意をした家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

11 事後審査委員会意見は記録の場合について記載すること。

12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

13 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。

「9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。

10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

11 事後審査委員会意見の欄は、知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。

12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

改める。

第18号様式中

フリガナ

を

「下記の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

フリガナ

に、

家族等の同意により
入院した年月日

年 月 日

今回の入院年月日

年 月 日

入 院 形 態

を

家族等の同意により
入院した年月日

年 月 日

今回の入院年月日

年 月 日

今回の医療保護入院
の入院期間

年 月 日まで

入 院 形 態

に、

入院を必要と認めた
精神保健指定医氏名

署名

を

入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名
選任された退院後生活環境相談員の氏名	

に、「保証人」を「保佐人」に、「法第33条の7第2項入院」を「法第33の6第2項入院」に

- 「3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 同意をした家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、2人目を記載すること。
- 9 同意をした家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
- 11 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。」

を

- 「3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

に改める。

第18号様式の次に次の3様式を加える。

第18の2号様式（第13条関係）

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

沖縄県知事 殿

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区
医療保護入院年月日 (第33条第1項・	年 月 日	今回の入 院年月日	年 月 日	

第2項による入院)	入院形態		
入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間	年 月 日 ～年 月 日	本更新後の入院期間 年 月 日まで	
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()	3 身体合併症
入院又は前回更新日からの治療内容と、その結果（更新前の入院期間に係る病状または状態像の経過の概要）			
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向		
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害） III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心拍 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()		
<その他の重要な症状>	1 てんかん 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()		
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()		
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()		
医療保護入院の必要性 （患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。）			

今後の治療方針（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。）						
本更新に係る診察の年月日	年 月 日					
更新が必要と診断した精神保健指定医氏名	署名					
退院に向けた取組の状況（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について）	医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日（ 年 月 日）					
今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	
		(男・女)	続柄	月日	年 月 日生	
	住 所	都道	郡市	町村		
		府県	区	区		
1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長						
今回の更新に同意をした家族等（上記の家族等と同じ場合は記載不要）	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	
		(男・女)	続柄	月日	年 月 日生	
	住 所	都道	郡市	町村		
		府県	区	区		
1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長						
法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした					
	家族等へ通知を發した日			年 月 日		
	家族等に示した回答期限			年 月 日		
（回答期限は、通知を發した日から2週間を経過した日であることに留意） 通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件） 年 月 日（ <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 年 月 日（ <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ））						
審査会意見						

都道府県の措置

記載上の留意事項

- 1 内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、医療保護入院者退院支援委員会審議記録の写しを添付すること。その上で、
 - ①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
 - ②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
 - ③医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
 について記載すること。
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
 - ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
 - ② 死亡したとき
 - ③ 意思を表示できないとき
 のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第18の3号様式（第13条関係）

医療保護入院に関する家族等同意書

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ 氏 名	-----
生年月日	年 月 日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
-----	---	---

フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

本人との関係

- 1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹
 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（
 （選任年月日 年 月 日）

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者

【病院記入欄】

同意者の本人確認方法	1 マイナンバー 2 運転免許証 3 健康保険証 4 その他（ ）
本人との関係確認方法	1 聞き取り 2 その他（ ）

※親権者が両親の場合は、原則として両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

（同意者の氏名）
 （同意者の氏名（親権者が両親の場合））

第18の4号様式（第13条関係）

医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書

1. 医療保護入院期間の更新に関する同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2. 医療保護入院期間の更新に関する同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

本人との関係

- 1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹
 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（
 （選任年月日 年 月 日）

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行う

に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者

【病院記入欄】

同意者の本人確認方法	1 マイナンバー	2 運転免許証	3 健康保険証	4 その他 ()
------------	----------	---------	---------	-----------

本人との関係確認方法	1 聞き取り	2 その他 ()
------------	--------	-----------

※親権者が両親の場合は、原則として両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者について貴病院における入院の期間を更新させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

(同意者の氏名)

(同意者の氏名 (親権者が両親の場合))

第19号様式中「訪問指導等」を「訪問支援等」に改める。

第20号様式中

「 特定医師による応急入院 (法第33条の7第2項) 届及び記録

年 月 日

沖縄県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

フリガナ	-----		
------	-------	--	--

を

「 特定医師による応急入院届及び記録

年 月 日

沖縄県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

下記の者が、特定医師の診察の結果、応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

フリガナ	-----		
------	-------	--	--

に、

「8 事後審査委員会意見は記録の場合について記載すること。

9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

10 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。」

を

「8 事後審査委員会意見の欄は、知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。

9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

に改める。

第21号様式中

「 応 急 入 院 届

年 月 日

沖縄県知事 殿

病院名
所在地
管理者名

フリガナ	-----		
------	-------	--	--

を
「

応 急 入 院 届

年 月 日

沖縄県知事

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

下記の者が応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

	フリガナ		
--	------	--	--

に改め、「（特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。）」を削り、

「2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

3 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。

「2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。」に改める。

第22号様式中

「

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

	フリガナ		
--	------	--	--

を
「

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

下記の措置入院について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

	フリガナ		
--	------	--	--

に改め、

「

生活歴及び現病歴 （推定発病年月、 精神科受診歴等 を記載すること。）	（ 陳 述 者 氏 名 続 柄 ）
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日（入院形態）
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日（入院形態）
初回から前回までの 入院回数	計 回

を削り、

重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは	現在の精神病状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）
--------------------	--

を

退院に向けた取組の状況（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について	選任された退院後生活環境相談員（ 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無（あり・なし） 上記で「あり」の場合の紹介状況（
重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは	現在の精神病状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）

に、「強制的性交等」を「不同意性行等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に、「法第33条の7第2項入院」を「法第33条の6第2項入院」に、

- 「3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
- 12 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。

を

- 「3 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 6 診察した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

に改める。

第23号様式を次のように改める。

第23号様式 削除

第24号様式中

「 任意入院患者の定期病状報告書
年 月 日

沖縄県知事 殿

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

任 意 入 院 患 者	フリガナ	(男・女)	生年月日	年 月 日生
	氏 名			

を

「 任意入院者の定期病状報告書
年 月 日

沖縄県知事 殿

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名

「 下記の任意入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条2第2項の規定により報告します。

任 意 入 院 者	フリガナ	(男・女)	生年月日	年 月 日生
	氏 名			

に改め、

生活歴及び現病歴 推定発症年月、精神科受診歴等を記載すること。	(陳 述 者 氏 名 続 柄)
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入 院 形 態)
前回入院期間 初回から前回までの入院回数	年 月 日～ 年 月 日 (入 院 形 態) 計 回
過去12か月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的 (i 月単位、 ii 数か月単位、 iii 盆や正月) 3 なし

を削り、「今後の退院へ向けた取組」を「今後の治療方針」に、「法第33条の7第2項入院」を「法第33条の6第2項入院」に、

- 「3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴も聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告コピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している精神科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 入院後の診察により精神症状が重篤であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な症状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 8 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月经過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
- 9 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成ま

での過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。

10 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。

11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

12 この様式において「法」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律をいう。

を

「3 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な症状であること等により1年以上の入院が必要であると判断された場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すると。

4 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月经過時の報告においては「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。

5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。

6 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。

7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

に改める。

第25号様式中

患者の入院している病院名	
--------------	--

を

患者の入院している病院名	
入 院 形 態	

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第11号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和47年沖縄県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号を次のように改める。

(1) 本籍の記載のある住民票の写し

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第12号

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則（平成12年沖縄県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1職種につき、次に掲げる等級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額」に改め、第1号及び第2号を削り、同条第1項に次の表を加える。

区分			額
3級以外の級			1職種につき18,200円
3級	在校生	23歳未満の者	1職種につき7,600円
		23歳以上の者	1職種につき12,100円
	在校生以外の者	23歳未満の者	1職種につき13,700円（受験の申込みの日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者にあつては、9,200円）
		23歳以上の者	1職種につき18,200円

第2条第2項を削り、同条第3項中「前2項各号に規定する」を「前項の表に掲げる」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の表に掲げる23歳未満の者とは、実技試験が行われる日の属する年度の4月1日において23歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第13号

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2中24の項を26の項とし、23の項を24の項とし、同項の次に次の1項を加える。

25	前項の占有物件と一体不可分な変圧器等の地上機器のために占有するとき。	条例で定める額に9分の8を乗じて得た額
----	------------------------------------	---------------------

別表第2中22の項を23の項とし、18の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、17の項の次に次のように加える。

18	アーケードのために占有するとき。	条例で定める額に100分の80を乗じて得た額
----	------------------	------------------------

別表第2中17の項を次のように改める。

17	無電柱化の推進に伴い、地中に設ける管路、とう道、マンホール及びハンドホールのために占有するとき。	占有料の全部
----	--	--------

別表第2中15の項及び16の項を次のように改める。

15	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器のために占用するとき。	占用料の全部
16	電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器のために占用するとき。	占用料の全部

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。
附則第2項及び第3項中「別表第2の16の項」を「別表第2の18の項」に改める。

沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第14号

沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県屋外広告物条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。
別表第1第2項第1号イ中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第15号

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

320円	430円
250円	360円
250円	310円
170円	250円
190円	260円
220円	310円
190円	260円

別表第2中	130円	を	170円	に改める。
	110円		160円	
	90円		130円	
	90円		130円	
	240円		320円	
	120円		150円	
	290円		280円	
	200円		300円	
	250円		300円	
	270円		310円	
180円	220円			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第16号

沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

沖縄県流域下水道事業会計規則（令和2年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。
 第142条中「第243条の2の2第1項各号」を「第243条の2の8第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県建築基準法施行細則及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第17号

沖縄県建築基準法施行細則及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(沖縄県建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 沖縄県建築基準法施行細則(昭和56年沖縄県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「により建築主事」の次に「又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」を加え、同項第6号中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第11条第1項中「建築主事」を「建築主事等(当該軽微な変更が建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項各号に掲げる建築物(以下「大規模建築物」という。)に係るものである場合にあっては、建築主事)」に改める。

第12条第1項中「建築主事」を「建築主事等(当該変更が大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事)」に改め、同条第2項中「建築主事」を「建築主事等(当該工事監理者又は工事施工者の選定又は変更が大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事)」に改める。

第13条第1項中「建築主事」を「建築主事等(当該工事の全部又は一部の取りやめが大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事)」に改め、同条第2項中「建築主事」を「建築主事等(当該取下げが大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事)」に改める。

第21条、第29条及び第29条の2の表中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第37条中「知事又は建築主事」を「知事又は建築主事等」に、「土木事務所長又は建築主事」を「土木事務所長又は建築主事等(当該建築物等が大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事)」に改める。

第4号様式、第5号様式、第6号様式、第18号様式、第21号様式、第22号様式、第23号様式及び第24号様式中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成27年沖縄県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第134号

沖縄県地域総合整備資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県地域総合整備資金貸付規程の一部を改正する告示

沖縄県地域総合整備資金貸付規程(平成2年沖縄県告示第453号)の一部を次のように改正する。

第1条中「財団法人地域総合整備財団」を「一般財団法人地域総合整備財団」に改める。

第3条第1項第2号中「10人」を「5人」に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第3条第2項に規定する特定供給者」を「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業(以下「地域脱炭素化促進事業」という。)、

同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者」に改め、同項第3号中「2千5百万円」を「1千万円」に改める。

第5条第1項中「5百万円」を「3百万円」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「52億5千万円」とあるのは「67億5千万円」と、「78億7千万円」とあるのは「101億2千万円」と、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

第8条中「15年」を「20年」に改める。

第11条第1項第2号中「手形交換所」の次に「又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関」を加える。

第22条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により」を「法令に定めるところに従い」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日までの間は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（次号に該当する場合を除く。）、同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域及び同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（次号に該当する場合を除く。）」を「令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項に規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域」に改める。

附則第3項中「平成34年」を「令和14年」に改める。

第1号様式中「平成」を削り、「15年」を「20年」に改める。

第5号様式、第8号様式及び第9号様式中「平成」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県告示第135号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定により、次のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めた。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理鳥獣の種類 イノシシ（イノブタを含む。）
- 2 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 渡嘉敷村全域及び座間味村全域
- 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、内容及び実施体制 次のとおりとする。
- 5 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 次のとおりとする。
- 6 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第136号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立南部医療センター ・こども医療センター	南風原町字新川118番地1	沖縄県	令和6年4月1日	令和9年3月31日

沖縄県告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、狭間地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年4月1日から同月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第138号

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程（平成元年沖縄県告示第602号）の一部を次のように改正する。
第2条中「、経費」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する補助事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、知事が別に定める。

第5条第2項中「それぞれの経費」を「補助事業に要する経費の総額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第2条関係）

補助対象事業		補助率
戦略的産業育成支援事業		3/4以内。ただし、県が出資して設立した産業振興を目的とする公益法人等であって、知事が特に必要と認めるもの（以下「県出資公益法人等」という。）については、10/10以内とする。
エネルギー基盤安定整備事業		2/3以内
地域産業技術活性化・高度化支援事業	地域産業連携支援事業	3/4以内
	地域産業支援事業	2/3以内。ただし、県出資公益法人等については、10/10以内とする。
技術・情報基盤整備事業	技術・情報基盤施設建設支援事業	10/10以内。ただし、県出資公益法人等に限る。
	技術基盤整備事業	1/2以内
人材育成事業		3/4以内。ただし、県出資公益法人等については、10/10以内とする。
北部地域産業振興事業		10/10以内

備考 この表において「公益法人等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等をいう。

「所在地

第6号様式中 名 称 を
代表者指名 印 」

「所在地
名 称

代表者氏名 に改める。

担当者氏名

連絡先

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、改正後の沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

沖縄県告示第139号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺字保良地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和5年12月22日から令和6年2月22日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第140号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 那覇市宇栄原南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 那覇市宇栄原1019番地の1
- 3 施行地区 那覇市宇栄原松川原、久真安良原、津真原及び我半田原並びに豊見城市我那覇後原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和53年3月16日から令和9年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和53年3月9日
- 6 変更の内容 事業施行期間及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 令和6年3月26日

沖縄県告示第141号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 糸満市字武富土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 糸満市字武富16番地の1
- 3 施行地区 糸満市字武富仲間田原及び字武富後原の各一部
- 4 事業施行期間 平成15年10月10日から令和8年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成15年10月10日
- 6 変更の内容 施行地区から糸満市字武富溝原の一部を除外する。
事業施行期間を令和8年3月31日までに変更する。
- 7 変更認可の年月日 令和6年3月11日

沖縄県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大浜(3)－1	本部町字大浜のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大浜(3)－2	本部町字大浜のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(1)－3	本部町字並里のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(15)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(16)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
健堅(1)	本部町字健堅のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
浜元(1)	本部町字浜元のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
浜元(2)	本部町字浜元のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
浜元川308－A－01	本部町字浜元のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
タナガ川308－C－01	本部町字並里のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
笹川及び同支川308－C－02	本部町字並里のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第143号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
屋嘉下口川311-C-01	恩納村字恩納のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び恩納村役場において縦覧に供する。）	土石流
ダーケラ川311-C-02	恩納村字仲泊のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び恩納村役場において縦覧に供する。）	土石流
名嘉真川左支川311-C-03	恩納村字名嘉真のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び恩納村役場において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
津覇	中城村字津覇のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
添石(1)	中城村字添石のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大名(3)	南風原町字大名のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
与那原	与那原町字与那原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
糸数	南城市玉城字糸数及び玉城字船越のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
久手堅(2)	南城市知念字久手堅のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
久手堅(3)	南城市字知念久手堅のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
稲嶺(3)	南城市大里字稲嶺及び大里字仲間のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第148号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
並里(1)ー3	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
津覇	中城村字津覇の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
辺戸(1)	国頭村字辺戸のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺戸(2)	国頭村字辺戸のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宜名真(1)	国頭村字宜名真のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宜名真(2)	国頭村字宜名真のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
奥(1)	国頭村字奥のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
奥(2)	国頭村字奥のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
奥(3)	国頭村字奥のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
楚洲(1)	国頭村字楚洲のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
楚洲(2)	国頭村字楚洲のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
武見(1)	国頭村字宜名真のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
武見(2)	国頭村字宜名真及び字宇嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇嘉(1)	国頭村字宇嘉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇嘉(2)	国頭村字宇嘉及び字辺野喜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺野喜(1)	国頭村字辺野喜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺野喜(2)	国頭村字辺野喜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺野喜(3)	国頭村字辺野喜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
佐手(1)	国頭村字佐手のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
佐手(2)	国頭村字佐手のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
佐手(3)	国頭村字佐手及び字謝敷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

謝敷(1)	国頭村字謝敷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
謝敷(2)	国頭村字謝敷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安波(1)	国頭村字安波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安波(2)	国頭村字安波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安波(3)	国頭村字安波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊江	国頭村字楚洲のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
奥301-A04-03	国頭村字奥のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
奥301-A04-04	国頭村字奥のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
辺野喜301-A05-02	国頭村字辺野喜のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
辺野喜301-A05-03	国頭村字辺野喜のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
宇嘉301-A06-02	国頭村字宇嘉のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
安波301-B11-02	国頭村字安波のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
伊野波(1)	本部町字伊野波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊野波(2)	本部町字伊野波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊野波(3)	本部町字伊野波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊野波(4)	本部町字伊野波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊野波(5)	本部町字伊野波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

伊野波(6)	本部町字伊野波及び字大嘉陽のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊野波(6)－2	本部町字伊野波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊野波(6)－3	本部町字伊野波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊野波(6)－4	本部町字伊野波及び字大嘉陽のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊野波(7)	本部町字伊野波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡久地(1)	本部町字渡久地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡久地(2)	本部町字渡久地及び字辺名地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡久地(3)	本部町字渡久地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡久地(4)	本部町字渡久地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
谷茶	本部町字谷茶、字渡久地及び字辺名地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東(1)	本部町字東、字渡久地及び字辺名地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東(2)	本部町字東のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東(3)	本部町字東のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大浜(1)	本部町字大浜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大浜(2)	本部町字大浜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大浜(3)－1	本部町字大浜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大浜(3)－2	本部町字大浜のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東泉河原(1)	本部町字山里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東泉河原(2)	本部町字山里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
野原	本部町字野原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
陣城(1)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
陣城(2)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

檜名原(1)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
檜名原(2)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
檜名原(3)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊豆見古島	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
親名(1)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
親名(2)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
親名(3)－1	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
親名(3)－2	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
親名(4)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
親名(5)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊豆味(1)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊豆味(2)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊豆味(3)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊豆味(4)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊豆味(5)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊豆味(6)	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古嘉津宇	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(1)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(1)－2	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(1)－3	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(2)	本部町字並里及び字伊野波のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(3)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

並里(3)－2	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(4)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(5)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(6)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(7)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(8)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(9)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(10)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(11)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(12)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(13)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(14)－1	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(14)－2	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(15)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
並里(16)	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大嘉陽(1)	本部町字大嘉陽のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大嘉陽(2)	本部町字大嘉陽のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大嘉陽(3)	本部町字大嘉陽のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺名地(1)	本部町字辺名地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺名地(2)	本部町字辺名地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺名地(3)	本部町字辺名地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺名地(4)	本部町字辺名地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

辺名地(5)	本部町字辺名地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺名地(6)	本部町字辺名地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
健壁(1)	本部町字健壁のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
浜元(1)	本部町字浜元のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
浜元(2)	本部町字浜元のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東大堂308-A08-07	本部町字大堂のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
東308-A13-07	本部町字東及び字辺名地のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
福地308-A13-10	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
下大根作308-A13-12	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
大井川308-A13-13-01	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
陣城308-A13-24-01	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
陣城308-A13-24-02	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
前原308-A13-25	本部町字伊野波のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
親名308-A13-26	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
古嘉津字308-A13-30-01	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
古嘉津字308-A13-30-02	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
塩川原308-A13-34-01	本部町字崎本部のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
塩川原308-A13-34-02	本部町字崎本部のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
伊豆味308-A13-37-01	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
伊豆味308-A13-37-02	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
赤道308-B08-01	本部町字浜元のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
理地308-B13-08	本部町字東及び字大嘉陽のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

唐又308-B13-23	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
音信原308-B13-33	本部町字辺名地のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
伊豆味308-B13-42	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
伊豆味308-B13-43	本部町字伊豆味のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
崎本部308-C13-49-01	本部町字崎本部のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
崎本部308-C13-49-02	本部町字崎本部のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
浜元川308-A-01	本部町字浜元のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
タナंगा川308-C-01	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
笹川及び同支川308-C-02	本部町字並里のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第152号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
恩納(1)	恩納村字恩納のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
恩納(2)	恩納村字恩納のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
恩納(3)	恩納村字恩納のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安富祖-1	恩納村字安富祖のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安富祖-2	恩納村字安富祖のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安富祖(2)-1	恩納村字安富祖のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安富祖(2)-2	恩納村字安富祖のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与久田	恩納村字真栄田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与久田(2)	恩納村字真栄田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	示す区域		
谷茶(1)-1	恩納村字谷茶のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
谷茶(1)-2	恩納村字谷茶のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
谷茶(1)-3	恩納村字谷茶のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
谷茶(1)-4	恩納村字谷茶のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
谷茶(2)	恩納村字谷茶のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
屋嘉下口川311-C-01	恩納村字恩納のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
南恩納311-A21-11	恩納村字恩納のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
ダーケラ川311-C-02	恩納村字仲泊のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
名嘉真川左支川311-C-03	恩納村字名嘉真のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
与久田311-A21-01	恩納村字真栄田のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
前兼久311-A21-04	恩納村字前兼久のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
前兼久311-A21-05	恩納村字前兼久のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
谷茶311-A21-06	恩納村字谷茶のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
前兼久311-A21-12	恩納村字前兼久及び字仲泊のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
安富祖311-A22-01	恩納村字安富祖のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
真栄田311-B21-15	恩納村字真栄田のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
仲泊311-B21-16	恩納村字仲泊のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び恩納村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
-------	-------	---------------------	-----------------------

津覇	中城村字津覇のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
添石(1)	中城村字添石のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大名(3)	南風原町字大名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
与那原	与那原町字与那原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び与那原町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
糸数	南城市玉城字糸数及び玉城字船越のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
久手堅(2)	南城市知念字久手堅のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
久手堅(3)	南城市知念字久手堅のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
稲嶺(3)	南城市大里字稲嶺及び大里字仲間	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

のうち、次の図に示す区域

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第157号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり名護中央公園の利用料金を承認した。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 名護中央公園
- 2 指定管理者 名護中央公園管理共同企業体 沖縄市比屋根二丁目15番2号
- 3 利用料金の適用年月日 令和2年4月1日
- 4 利用料金の額
行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,920円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第158号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり浦添大公園の利用料金を承認した。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 浦添大公園
- 2 指定管理者 おきなわスポーツイノベーション協会株式会社 沖縄市比屋根二丁目15番2号
- 3 利用料金の適用年月日 令和2年4月1日
- 4 利用料金の額
(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,920円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 南エントランス管理事務所多目的室

種別	利用料金の額	備考
専用利用の場合	1時間につき370円	

沖縄県告示第159号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり奥武山公園の利用料金を承認した。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 奥武山公園
- 2 指定管理者 奥武山パークマネジメント 那覇市鏡原町7番1号 サンパークー松3-C
- 3 利用料金の適用年月日 令和3年4月1日
- 4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,920円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 多目的広場

区分		利用料金の額	
専用利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1時間につき 2,540円
		高齢者	1時間につき 1,270円
		児童・生徒	1時間につき 1,270円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額	

(3) コミュニティセンター

区分	利用料金の額	
	9時～17時（1時間につき）	時間外（1時間につき）
おおきなサロン	390円	450円

ちいさなサロン	280円	320円
シャワー	1人1回につき 100円	

(4) 空調利用料金

区分		単位	利用料金の額
コミュニ ティセン ター	おおきなサロン	1時間までごとに	270円
	ちいさなサロン	1時間までごとに	180円

- (注) 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
 2 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。
 3 「共用利用」とは、専用利用以外の利用をいう。
 4 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
 5 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
 7 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。
 3歳未満の者

沖縄県告示第160号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり海軍壕公園の利用料金を承認した。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 海軍壕公園
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 那覇市小禄1831番地1
- 3 利用料金の適用年月日 令和2年4月1日
- 4 利用料金の額
行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,920円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第161号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり平和祈念公園の利用料金を承認した。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 平和祈念公園
- 2 指定管理者 公益財団法人沖縄県平和祈念財団 糸満市字摩文仁444
- 3 利用料金の適用年月日 令和2年4月1日
- 4 利用料金の額
行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,920円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第162号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおりバナナ公園の利用料金を承認した。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 バナナ公園
- 2 指定管理者 沖縄県緑化種苗協同組合 西原町字小波津357番地1
- 3 利用料金の適用年月日 令和2年4月1日
- 4 利用料金の額
(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,920円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 多目的お祭り広場

区分			利用料金の額				備考
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)	
グラウンド	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,800円	1,800円	3,600円	510円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
		高齢者	890円	890円	1,780円	250円	
		児童・生徒	890円	890円	1,780円	250円	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額					
照明設備	全点灯	1時間につき450円					
	2分の1点灯	1時間につき220円					
	4分の1点灯	1時間につき110円					

- (注) 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
 2 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。
 3 「共用利用」とは、専用利用以外の利用をいう。
 4 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
 5 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
 7 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。
 3歳未満の者

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬（ゾフルーザ） 32,000錠
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和6年1月15日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 塩野義製薬株式会社 代表取締役 手代木功 大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番8号
- 5 契約金額 34,482,206円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・4・60号 伊佐伊利原線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

訓 令

沖縄県訓令第2号

沖縄県教育委員会教育長訓令第1号

沖縄県警察本部訓令第11号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 半 嶺 満
沖 縄 県 警 察 本 部 長 鎌 谷 陽 之

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程を廃止する訓令

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程（昭和50年沖縄県訓令第6号・沖縄県教育委員会教育長訓令第1号・沖縄県警察本部訓令第10号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年3月29日から施行する。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第4号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から通知があったので、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和6年3月29日

沖 縄 県 監 査 委 員 安 慶 名 均
沖 縄 県 監 査 委 員 新 垣 真 秀
沖 縄 県 監 査 委 員 上 原 章
沖 縄 県 監 査 委 員 山 内 末 子

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 項

沖縄海区漁業調整委員会指示6第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

沖 縄 海 区 漁 業 調 整 委 員 会
会 長 上 原 亀 一

(自主調整協議会の設置)

第1 沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会(以下「協議会」という。)を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 協議会は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿(以下「名簿」という。)に登録された者により構成する。

(協議会への加入)

第2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件(以下「加入資格」という。)の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人(以下「構成員」という。)により組織され、構成員が特定できる者であること。
- (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認(以下「資格確認」という。)を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
- (2) 構成員の氏名及び住所(構成員が団体である場合にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)を明らかにする書類
- (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類

3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとする者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、名簿に登録された者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、その者を名簿から削除するものとする。

(共同申請)

第3 この指示の第4から第8まで及び第13に規定する事項について2以上の者が共同して申請しようとするときは、そのうちいずれか1の者を代表者に選定し、代表者選定届(第2号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

(敷設の承認等)

第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書(第3号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であつて、敷設前に、共同

漁業権区域内浮魚礁敷設届（第4号様式）及び当該共同漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と当該位置その他敷設に必要な内容に係る協議が調ったことを証する協議書（第5号様式。以下「協議書」という。）
 - (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
 - (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類
- 2 協議書の有効期限は、協議が調った日から令和7年3月31日までとする。
- 3 委員会は、第1項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとし、その有効期間は、承認を受けた日から令和7年3月31日までとする。

（敷設の再承認）

第5 沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁について、その敷設者は、令和6年6月30日までに申請書を委員会に提出し、委員会の承認を受けなければならない

- 2 前項の申請書には、第11の規定を遵守していること及び浮魚礁の浮体位置を確認することができる写真を添付しなければならない。
- 3 前項の規定により確認した浮魚礁の浮体位置の緯度又は経度のいずれか又はその両方が敷設承認を受けた協議位置（以下「協議位置」という。）から2分以上離れている場合は、第1項の規定により提出する申請書に当該浮体位置に係る協議書を添付しなければならない。
- 4 第4の第3項の規定は、第1項の規定による承認（以下「再承認」という。）について準用する。
- 5 沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、承認の有効期間を令和6年7月1日以後初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

（敷設後の承認）

第6 敷設承認又は再承認を受けた後に次に掲げる場合に該当するときは、浮魚礁の構造についてあらかじめ委員会事務局の確認を受けて委員会の承認前に敷設することができる。ただし、敷設後は速やかに委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 令和5年11月1日から令和6年3月31日まで（以下「特例期間」という。）に第4の承認を受けた場合で同年6月30日までに敷設する場合
 - (2) 特例期間に浮魚礁の流失を確認し、令和6年6月30日までに敷設する場合（構造及び協議位置に変更がない場合に限る。）
 - (3) 第5の再承認を受けた後に浮魚礁の流失を確認し、令和7年3月31日までに敷設する場合（構造及び協議位置に変更がない場合に限る。）
 - (4) 浮魚礁の種別（表層、中層及び表中層）の変更を伴わない軽微な浮魚礁の構造変更の場合
- 2 第4の第3項の規定は、前項の規定による承認（以下「事後承認」という。）について準用する。

（完了届の提出）

第7 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（流失届の提出）

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第7号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

（協議書の省略）

第9 次に掲げる場合には、協議書の添付を省略することができる。

- (1) 第5の第2項の浮体位置の確認において浮魚礁の流失が判明した場合において、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置に浮魚礁を敷設し、令和6年7月1日以後初めて開催される委員会までに承認を受けて、令和7年3月31日までに敷設する場合
- (2) 第6に該当する場合
- (3) 委員会が特に必要と認める場合

（承認の制限、条件等）

第10 敷設を承認する浮魚礁の数は、県が敷設するものは100基、市町村及び漁業協同組合等が敷設するものは150基を限度とする。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行の安全又は漁業調整等に支障を来すおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たって制限若しくは条件を付することができる。

(浮魚礁の管理)

第11 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

(違反に対する措置)

第12 委員会は、敷設承認又は再承認を受けた者がこの指示に違反していると認めるときは、その決議を経て、敷設承認又は再承認を取り消すものとする。

2 委員会は、その決議を経て、敷設承認、再承認又は事後承認を受けずに敷設された浮魚礁を利用する者に対し、その利用制限を命じることができる。

(浮魚礁の利用)

第13 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。

2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となるような協定を締結し、又は協議を調えてはならない。

3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。

4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は、操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第14 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第1号様式（第2関係）

加入資格確認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名)

下記のとおり第1ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示第6号第1号に基づき加入資格の確認を申請します。

記

1 法人の種類及び根拠法令：
2 構成人員の事業種類：
3 添付書類：

第2号様式（第3関係）

代表者選定届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名)

浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。

記

共同申請名称：

代表者 : 所在地
 名称
 (代表者氏名)

第3号様式 (第4、第5、第6関係)

浮魚礁敷設承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
 名称
 (代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示6第1号に基づき申請します。

記

- 1 承認を受けようとする浮魚礁の名称 :
- 2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置 : 北緯 東経
 (年度初めの再承認申請の場合、確認した浮体位置)
- 3 浮魚礁の種類 :

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

- 1 承認番号 : 沖調U6第 号
- 2 承認期間 : 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 制限又は条件 :
 - (1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。
 - (2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。
 - (3) 承認証の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
 会長

印

第4号様式 (第4関係)

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
 名称
 (代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁を敷設予定なので、届け出ます。

記

- 1 浮魚礁の名称 :
- 2 敷設予定位置 : 北緯 東経
- 3 共同漁業権の番号 : 共同第 号
- 4 浮魚礁の種類 :
- 5 敷設予定日 : 年 月 日

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式（第4、第5関係）

協議書			
			年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿			
第 ブロック浮魚礁自主調整協議会			
所在地			
名称			
(代表者氏名)			印
が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。			
記			
浮魚礁の名称	敷設位置（世界測地系）	種類	協議理由
	北緯 東経		

第6号様式（第7関係）

浮魚礁敷設完了届			
			年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿			
所在地			
名称			
(代表者氏名)			
下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。			
記			
1 浮魚礁の名称	:		
2 敷設した日	:	年 月 日	
3 敷設した位置	:	北緯 東経	
4 G P Sの測地系の種類	:		
5 敷設した位置の水深	:	m	
6 敷設したロープの長さ	:	m	

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 次の写真を添付すること。

(1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真

(2) 敷設後に撮影したG P S画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式（第8関係）

浮魚礁流失届			
			年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿			
所在地			
名称			
(代表者氏名)			
下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。			
記			

1	浮魚礁の名称	:	
2	流失を確認した日	:	年 月 日
3	敷設した位置	:	北緯 東経
4	回収の有無	:	
5	流失の原因と今後の対応	:	

- 注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
 2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。
 3 この浮魚礁流失届には、第8の規定により海上保安部又は海上保安署に提出した書類の写しを添付すること。

第8号様式（第13関係）

承認旗等設定届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		
浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。		

注 承認旗等の形状を示すこと。

沖縄海区漁業調整委員会指示6第2号

沖縄海区におけるスジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 上原 亀 一

(定義)

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「スジアラ類」とは、ハタ科スジアラ属のスジアラ、コクハンアラ及びオオアオノメアラをいう。
- (2) 「シロクラベラ」とは、ベラ科イラ属のシロクラベラをいう。

(指示の内容)

第2 沖縄海区において、全長40センチメートル未満のスジアラ類及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究又は教育実習のため採捕する場合は、この限りでない。

(所持及び販売の禁止)

第3 第2の規定に違反して採捕したスジアラ類若しくはシロクラベラ又はこれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。

(指示の有効期間)

第4 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

正 誤

令和5年3月31日付け公報号外第10号掲載の「口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止（沖縄県病院事業局告示第1号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

25	下から13	平成30年沖縄県病院事業局告示第2号	平成18年沖縄県病院事業局告示第6号
----	-------	--------------------	--------------------

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

包括外部監査の結果に基づき、又は
監査結果を参考として講じた措置に
ついて

－平成29年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金】</p> <p>自然人が借り入れ、その後法人成した事案については、通常の自然人に対する債権と同様、連帯保証人等への請求を行うべきである。</p>	<p>債務者からの時効援用申立により債権が消滅したため、不納欠損処理した。</p> <p>【措置済（相違分）】</p>	商工労働部中小企業支援課

－令和元年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【交通体系整備推進事業】</p> <p>県の実施する交通施策に対する県民の関心は高いと推察される一方で、本事業は、様々な施策を同時並行で検討しているため、各施策の進捗や、課題とその解消状況が客観的に把握できる仕組みが十分とは言い難い。県は、重要施策に係る調査事業においては、その進捗や課題の解消が図られているのかどうか客観的に把握可能な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>交通体系整備推進事業は、県内の慢性的な交通渋滞・公共交通の衰退・環境負荷の増大等、様々な交通問題を解決していくため、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換に向けた、啓発活動やモビリティマネジメント等のTDM（交通需要マネジメント）施策を推進する事業となっている。</p> <p>監査意見を受け、これまでに実施した各種の施策について、分かりやすく整理し、その成果についてホームページへの掲載を行った。【措置済】</p>	企画部交通政策課
監査意見	<p>【施策及び事業の評価体制の構築】</p> <p>観光立県を掲げ、観光をリーディング産業として位置付けている状況において、県の施策及び事業の効果を持続的に測定・評価し、さらなる改善のためにフィードバックする体制を構築することは非常に重要である。県は、「平成31年度予算編成方針」（H30.10策定）から、成果目標（指標）に原則、定量的なアウトカム指標（後年度に効果が発現する事業については後年度のアウトカム指標）を設定することとしており、その実効性を高める取組が求められる。</p>	<p>令和5年3月に策定した沖縄観光推進ロードマップにおいては、「第6次沖縄県観光振興基本計画」で提示している施策の成果指標（KPI）に目標値を設定した。</p> <p>各施策の成果指標のモニタリングについては、行政機関や民間事業者で構成する「沖縄観光推進戦略会議」（仮称）において毎年度評価を行い取組状況を検証することとしている。</p> <p>令和5年度は、令和4年度を対象としたPDCAとして、令和5年11月に開催した沖縄観光推進戦略会議において、各施策の取組状況や成果指標を用いた施策効果の検証について協議を行った。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光政策課
監査意見	<p>【官民協働の実効性を高める取組について】</p> <p>「沖縄観光戦略実行会議」の構成委員に、民間の観光関連事業者等を加え</p>	<p>「第6次沖縄県観光振興基本計画」の策定のために令和2年度に実施したアドバイザー会議及び令和3年度の沖縄県観光審議会では、観光関連事業者や大学</p>	文化観光スポーツ部観光政策課

	<p>るべきである。具体的には、ホテル、交通機関、旅行代理店、航空会社、大学等学術研究機関、県内市町村の観光協会等の構成員で、第5次基本計画の達成目標に関与する民間事業者等が望ましい。このような委員構成の中で、官民双方が、統計データに基づく事業成果の達成状況を情報として共有し、民間事業者の肌感覚と併せて達成状況を分析し、課題を共有すること、そして、今後の役割を分担することにより、民間事業者にも「自分ごと」として観光施策に取り組むことの協力を促す必要がある。</p>	<p>等学術研究機関、市町村観光協会等の代表者を構成員としており、「第5次沖縄県観光振興基本計画」の総括や「第6次沖縄県観光振興基本計画」の施策に関する議論を深め、民間事業者にも協力を促したところである。</p> <p>「第6次沖縄県観光振興基本計画」に基づくロードマップの策定にあたっては、行政機関や空港運営者、港湾管理者等で構成する「沖縄観光推進戦略会議」及び、宿泊業や旅行業等の観光事業者や関係団体で構成する作業部会を設置し、策定に向け議論を重ねた。</p> <p>また、観光事業者との意見交換を開催し、県の観光施策の具体的な取組や目標の説明、観光産業の課題の共有等を図っている。【措置済】</p>	
監査意見	<p>【観光誘致対策事業】</p> <p>成果指標を用いて費用対効果分析を行うことを前提とすると、成果指標についても金額を単位として設定すべきであり、「観光客一人当たり消費額×観光客数」で算定される「観光収入額総額」を試算し、それを成果指標として設定することを検討すべきである。</p>	<p>本事業の成果指標を、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画における各種誘客プロモーションの成果指標と同様に、「国内内容及び外国空路客の一人当たり観光消費額」とする。【措置済（相違分）】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【観光誘致対策事業】</p> <p>OCVBは、県の委託事業を特命随意契約で継続して受託していることから、その委託料は競争を経て設定されたものではない。それにもかかわらず、県は、一般管理費の積算に際して適用する一般管理費率について、ガイドラインに従った点検を実施せずにOCVBが委託料の見積りで提示した10%を適用しているため、一般管理費が適切な金額で積算されていないおそれがある。</p> <p>特命随意契約による業務委託の際は、「沖縄県随意契約ガイドライン」に従い、一般管理費の積算についても注意深く点検すべきである。</p>	<p>令和4年3月の総務部長通知「特命随意契約における一般管理費の取扱いについて」により、特命随意契約を適用する委託業務について、「一般管理費率は、直近の決算書等から算出した率と10%を比較していずれか低い率とする。ただし、特殊要因があると認められる場合は、受託者と協議のうえ、一般管理費率を決定することができる。」とされた。</p> <p>同通知を受け、令和5年3月にOCVBにおいて「新規事業受入基準及び受託事業にかかる一般管理費算定基準」を制定し、令和5年度の委託業務から同基準を基に一般管理費を積算している。</p> <p>【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【フィルムツーリズム推進事業】</p> <p>OCVBは、県の委託事業を特命随意契約で継続して受託していることから、その委託料は競争を経て設定されたものではない。それにもかかわらず、県は、一般管理費の積算に際して</p>	<p>令和4年3月の総務部長通知「特命随意契約における一般管理費の取扱いについて」により、特命随意契約を適用する委託業務について、「一般管理費率は、直近の決算書等から算出した率と10%を比較していずれか低い率とする。ただ</p>	文化観光スポーツ部観光振興課

	<p>適用する一般管理費率について、ガイドラインに従った点検を実施せずにOCVBが委託料の見積りで提示した10%を適用しているため、一般管理費が適切な金額で積算されていないおそれがある。</p> <p>特命随意契約による業務委託の際は、「沖縄県随意契約ガイドライン」に従い、一般管理費の積算についても注意深く点検すべきである。</p>	<p>し、特殊要因があると認められる場合は、受託者と協議のうえ、一般管理費率を決定することができる。」とされた。</p> <p>同通知を受け、令和5年3月にOCVBにおいて「新規事業受入基準及び受託事業にかかる一般管理費算定基準」を制定し、令和5年度の委託業務から同基準を基に一般管理費を積算している。【措置済】</p>	
監査意見	<p>【国内需要安定化事業】</p> <p>OCVBは、県の委託事業を特命随意契約で継続して受託していることから、その委託料は競争を経て設定されたものではない。それにもかかわらず、県は、一般管理費の積算に際して適用する一般管理費率について、ガイドラインに従った点検を実施せずにOCVBが委託料の見積りで提示した10%を適用しているため、一般管理費が適切な金額で積算されていないおそれがある。</p> <p>特命随意契約による業務委託の際は、「沖縄県随意契約ガイドライン」に従い、一般管理費の積算についても注意深く点検すべきである。</p>	<p>令和4年3月の総務部長通知「特命随意契約における一般管理費の取扱いについて」により、特命随意契約を適用する委託業務について、「一般管理費率は、直近の決算書等から算出した率と10%を比較していずれか低い率とする。ただし、特殊要因があると認められる場合は、受託者と協議のうえ、一般管理費率を決定することができる。」とされた。</p> <p>同通知を受け、令和5年3月にOCVBにおいて「新規事業受入基準及び受託事業にかかる一般管理費算定基準」を制定し、令和5年度の委託業務から同基準を基に一般管理費を積算している。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【沖縄観光国際化ビックバン事業】</p> <p>OCVBは、県の委託事業を特命随意契約で継続して受託していることから、その委託料は競争を経て設定されたものではない。それにもかかわらず、県は、一般管理費の積算に際して適用する一般管理費率について、ガイドラインに従った点検を実施せずにOCVBが委託料の見積りで提示した10%を適用しているため、一般管理費が適切な金額で積算されていないおそれがある。</p> <p>特命随意契約による業務委託の際は、「沖縄県随意契約ガイドライン」に従い、一般管理費の積算についても注意深く点検すべきである。</p>	<p>令和4年3月の総務部長通知「特命随意契約における一般管理費の取扱いについて」により、特命随意契約を適用する委託業務について、「一般管理費率は、直近の決算書等から算出した率と10%を比較していずれか低い率とする。ただし、特殊要因があると認められる場合は、受託者と協議のうえ、一般管理費率を決定することができる。」とされた。</p> <p>同通知を受け、令和5年3月にOCVBにおいて「新規事業受入基準及び受託事業にかかる一般管理費算定基準」を制定し、令和5年度の委託業務から同基準を基に一般管理費を積算している。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【離島観光活性化促進事業】</p> <p>OCVBは、県の委託事業を特命随意契約で継続して受託していることから、その委託料は競争を経て設定されたものではない。それにもかかわら</p>	<p>令和4年3月の総務部長通知「特命随意契約における一般管理費の取扱いについて」により、特命随意契約を適用する委託業務について、「一般管理費率は、直近の決算書等から算出した率と10%を</p>	文化観光スポーツ部観光振興課

	<p>ず、県は、一般管理費の積算に際して適用する一般管理費率について、ガイドラインに従った点検を実施せずにOCVBが委託料の見積りで提示した10%を適用しているため、一般管理費が適切な金額で積算されていないおそれがある。</p> <p>特命随意契約による業務委託の際は、「沖縄県随意契約ガイドライン」に従い、一般管理費の積算についても注意深く点検すべきである。</p>	<p>比較していずれか低い率とする。ただし、特殊要因があると認められる場合は、受託者と協議のうえ、一般管理費率を決定することができる。」とされた。</p> <p>同通知を受け、令和5年3月にOCVBにおいて「新規事業受入基準及び受託事業にかかる一般管理費算定基準」を制定し、令和5年度の委託業務から同基準を基に一般管理費を積算している。【措置済】</p>	
監査意見	<p>【戦略的MICE誘致促進事業】</p> <p>OCVBは、県の委託事業を特命随意契約で継続して受託していることから、その委託料は競争を経て設定されたものではない。それにもかかわらず、県は、一般管理費の積算に際して適用する一般管理費率について、ガイドラインに従った点検を実施せずにOCVBが委託料の見積りで提示した10%を適用しているため、一般管理費が適切な金額で積算されていないおそれがある。</p> <p>特命随意契約による業務委託の際は、「沖縄県随意契約ガイドライン」に従い、一般管理費の積算についても注意深く点検すべきである。</p>	<p>令和4年3月の総務部長通知「特命随意契約における一般管理費の取扱いについて」により、特命随意契約を適用する委託業務について、「一般管理費率は、直近の決算書等から算出した率と10%を比較していずれか低い率とする。ただし、特殊要因があると認められる場合は、受託者と協議のうえ、一般管理費率を決定することができる。」とされた。</p> <p>同通知を受け、令和5年3月にOCVBにおいて「新規事業受入基準及び受託事業にかかる一般管理費算定基準」を制定し、令和5年度の委託業務から同基準を基に一般管理費を積算している。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部MICE推進課
監査意見	<p>【外国人観光客受入体制強化事業】</p> <p>OCVBは、県の委託事業を特命随意契約で継続して受託していることから、その委託料は競争を経て設定されたものではない。それにもかかわらず、県は、一般管理費の積算に際して適用する一般管理費率について、ガイドラインに従った点検を実施せずにOCVBが委託料の見積りで提示した10%を適用しているため、一般管理費が適切な金額で積算されていないおそれがある。</p> <p>特命随意契約による業務委託の際は、「沖縄県随意契約ガイドライン」に従い、一般管理費の積算についても注意深く点検すべきである。</p>	<p>令和4年3月の総務部長通知「特命随意契約における一般管理費の取扱いについて」により、特命随意契約を適用する委託業務について、「一般管理費率は、直近の決算書等から算出した率と10%を比較していずれか低い率とする。ただし、特殊要因があると認められる場合は、受託者と協議のうえ、一般管理費率を決定することができる。」とされた。</p> <p>同通知を受け、令和5年3月にOCVBにおいて「新規事業受入基準及び受託事業にかかる一般管理費算定基準」を制定し、令和5年度の委託業務から同基準を基に一般管理費を積算している。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【大型MICE受入環境整備事業】</p> <p>MICE市場は国際的な競争となるため、運営管理者のモチベーションを高く維持することが必要となる。ま</p>	<p>大型MICE施設の管理運営方式については、令和4年8月に策定した沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画において、コンセッション方式を</p>	文化観光スポーツ部MICE推進課

	た、持続可能性の観点からは、維持・管理コストを県が負担することなく、自走化することを前提とすべきである。そのため、設置・運営方式の決定に際しては、従来の手法に捕らわれることなく様々な手法の選択肢の中から最適な方法を検討すべきである。	採用することとした。【措置済】	
監査意見	<p>【大型MICE受入環境整備事業】</p> <p>沖縄21世紀ビジョン基本計画の規模・仕様が、とりまく環境変化に適応していないリスクがある。将来を見据えた具体的な成果指標ならびに財源・運営方法の検討と並行して、適切な規模・仕様なのかあらためて検討すべきである。</p>	<p>大型MICE施設の規模・仕様については、令和4年8月に策定した沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画において、コロナの影響による催事形態の変化を踏まえ、十分なMICE需要を取り込み安定的で持続可能な運営を確保できること、民間事業者の参画可能性を高める必要があることを勘案し、展示場の面積を10,000平方メートルとした。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部MICE推進課
監査意見	<p>【旭橋再開発地区観光支援施設設置事業】</p> <p>目的に対する直接的な効果を測るには、①「利用者数」と②「利用した観光客の評価（他者への紹介意向）」に加え、県も認識されている「広報事業による認知度向上が来沖及び、来所動機に繋がったか」という視点も含めた、「利用した観光客の満足度」を成果指標として設定すべきである。</p>	<p>「利用した観光客の満足度」に関する調査については、令和元年度から観光案内所運営事業にて実施しており、令和4年度は第6次沖縄県観光振興基本計画において「観光案内所を訪れた人の満足度」を成果目標として設定している。</p> <p>また、「他者への紹介意向」や「SNS発信による認知度」、「来所動機」について令和4年度から事業内で実施するアンケート調査項目に追加し、同視点を含めた満足度となるよう設定した。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【スポーツコンベンション振興対策費（Jリーグ規格スタジアム整備事業）】</p> <p>活動指標として「整備に向けた調査等の実施」を設定しているのみで、成果指標が設定されていない。</p>	<p>Jリーグ規格スタジアムの整備については、これまでの調査結果を踏まえ、事業の方向性を整理しており、県財政負担軽減の観点から、更に整備財源や施設規模、事業手法について整理を進めている。</p> <p>令和元年の成果指標を直すことはできないため、令和4年度PDCA「主な取組」検証票において、活動指標を「着手に向けた条件整理」とし、成果指標として「調査実施」を設定した。【措置済（相違分）】</p>	文化観光スポーツ部スポーツ振興課
監査意見	<p>【観光産業実態調査事業】</p> <p>OCVBは、県の委託事業を特命随意契約で継続して受託していることから、その委託料は競争を経て設定されたものではない。それにもかかわら</p>	<p>令和4年3月の総務部長通知「特命随意契約における一般管理費の取扱いについて」により、特命随意契約を適用する委託業務について、「一般管理費率は、直近の決算書等から算出した率と10%を</p>	文化観光スポーツ部観光政策課

	<p>ず、県は、一般管理費の積算に際して適用する一般管理費率について、ガイドラインに従った点検を実施せずにOCVBが委託料の見積りで提示した10%を適用しているため、一般管理費が適切な金額で積算されていないおそれがある。</p> <p>特命随意契約による業務委託の際は、「沖縄県随意契約ガイドライン」に従い、一般管理費の積算についても注意深く点検すべきである。</p>	<p>比較していずれか低い率とする。ただし、特殊要因があると認められる場合は、受託者と協議のうえ、一般管理費率を決定することができる。」とされた。</p> <p>同通知を受け、令和5年3月にOCVBにおいて「新規事業受入基準及び受託事業にかかる一般管理費算定基準」を制定し、令和5年度の委託業務から同基準を基に一般管理費を積算している。【措置済】</p>	
監査意見	<p>【観光統計実態調査事業】</p> <p>調査票の回収数（括弧内は回収率）は、(2)事業の内容に既述のとおり、平成29年度と平成30年度の比較で減少しており、母集団数の確保の点で改善の余地がある。</p> <p>なお、県は、平成30年度の減少要因は、詳細満足度調査を実施し、アンケート分量が平成29年度に比べほぼ倍増したためとしている。</p> <p>本事業は、アンケートの母集団数を増加させ、データに厚みを持たせることにより有効性が高められるため、回答数を増加させるべく回答率を上げるような調査手法を構築すべきである。</p>	<p>国内客のアンケート調査については、令和2年度から調査方法を調査員による対面での調査（各空港の搭乗待合室にてアンケート調査票を配布）からQRコードを活用したWEB調査に見直したことで、通年で調査が実施できるようになり、アンケートの回収数が増加した。</p> <p>【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光政策課
監査意見	<p>【沖縄観光受入対策事業】</p> <p>本事業内容に共通して、活動目標は設定されているが、成果指標は設定されておらず、事業の成果を客観的に測ることができない。本事業の目的である「観光客の受入体制強化」に、それぞれの事業が、どの程度役に立ったか測るための成果指標が必要である。</p>	<p>本事業の目的は、安全安心な観光地づくりの推進及び観光客受入の意識高揚を推進することにより、観光客受入体制の強化を図ることである。</p> <p>そのため、沖縄観光安心安全ガイド利用者の満足度調査や県民及び各関係機関の観光客受入の意識調査の結果等を成果指標として設定した。</p> <p>なお、具体的な数値目標（80%以上等）の設定については、達成・未達成に関わらず事業の改善を継続的に図る必要があることや、未達成の場合においても事業費の制限や外的要因が大幅に変化しない限りは安心安全ガイドの改訂ができない等、数値目標の設定の必要性が低いため、特段設定していない。【措置済（相違分）】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業】</p> <p>本補助事業の有効性を評価・検証する上では、補助の継続期間ごとに活動</p>	<p>本事業については、事業期間が令和3年度までとなっており、令和4年度からは、後継事業として新たに「沖縄文化芸術の創造発信支援事業」を開始した。同</p>	文化観光スポーツ部文化振興課

	<p>実績を評価すべきである。具体的には、平成30年度の3つの成果指標については、今後の事業期間にわたり使用されるが、補助対象団体の取組状況をより明確に開示するという観点から、それぞれの指標の母集団となる団体は、当年度新規採択（1年目）と継続採択（2、3年目）で分けて割合を算定すべきである。</p>	<p>事業では、支援する取組を①文化芸術団体等の組織力向上・基盤強化に資する取組、②文化芸術を次代に引き継ぐ新たな創造発信を伴う取組、③文化芸術を通じて地域の諸課題解決や活性化の促進等に寄与する取組に整理するとともに、同一団体が補助を受けることができる回数を3回までとしたところである。</p> <p>後継事業を開始した令和4年度においてはすべての採択事業が1年目となり、新規委託、継続採択の成果指標の算定方法についてあらためて整理する必要がある。補助の継続期間ごとに活動実績を評価できるよう検討する。【措置済】</p>	
監査意見	<p>【沖縄らしい風景づくり促進事業】</p> <p>事業の目的を実現させるための取組である「風景づくりに係る地域人材育成」と「沖縄県景観評価システムの本格運用」に関するアウトカムとしての成果指標と目標が設定されていないため、事業の有効性を評価することができない。</p> <p>県は、1. 事業目的に見合う効果を測定可能なアウトカムとしての成果指標と目標を設定し、2. そのうえで、普遍的観光資源を保全・創生する本件取組の持続可能性を高める仕組みを構築すべきである。</p>	<p>1. 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画において、各種指標を見直し、定量的な指標に変更した。</p> <p>【主要指標：1-(5)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の策定・改定数 <p>【成果指標：1-(5)-イ-①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観アセスメント（景観評価）システムの実施・改善：景観アセスメント数10事業／年 <p>【活動指標（アウトプット）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成人材育成：講習会等参加者数300人／年 ・景観アセスメント（景観評価）システムの実施・改善：沖縄県景観評価委員会の開催2回／年 <p>2. 沖縄固有の風景・景観を保全・創出していく持続可能な仕組みの構築に向けて、令和4年度に沖縄県景観向上行動計画を改定し、官民一体の風景づくりの推進に向けた協議会を設置する予定である。【措置済】</p>	土木建築部都市計画・モノレール課

－令和2年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【前回監査結果（平成15年度）に対する措置状況は適切か】</p> <p>長期滞納先に関して、回収率が極端に低下する1年半～2年を経過した滞留先については、病院管理局で一括管理・回収（法的措置を含む）を、外部</p>	<p>発生から2年以上の未収金を病院事業局での一括管理とした場合、各病院現場の未収金回収に対する意識低下に繋がりが、その結果、未収金が増大していくことが懸念される。また、病院現場では患者の受診時に接触が図りやすいことか</p>	病院事業局病院事業経営課

	委託を含めて行った方が能率的である。	ら、支払い相談への介入、住所・連絡先などの最新情報を取得しやすい等の利点がある。 今後も引き続き、定期的に未収金担当者会議等を開催するなど、各病院間の連携を図りながら組織的に取り組んでいく。 なお、平成28年度より弁護士事務所への回収委託を実施している。【措置済（相違分）】	
監査指摘	【医業未収金の回収について】 観光客や海外居住者など一時滞在者に対する未収金管理は、病院単独での解決は困難である。観光立県を目指す観点からは、観光客向け医療サービスの提供体制に加えて、未収金の管理・回収方法についても、医療機関だけではなく、県として取り組むべきコロナ後を見据えた重要な課題と認識して、検討・構築されたい。	外国人観光客の医療費未収金対策については、県（保健医療部、文化観光スポーツ部、総務部）、沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄県医師会を構成員として沖縄県外国人観光客医療費問題対策協議会が設立されており、医療機関向けに未収金が発生した場合の医療費補助を実施している。 また、インバウンド医療受入体制整備事業では医療機関向けにセミナーを開催し、医療機関で実際にあった未収事例や回収事例等情報共有を行っている。【措置済】	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	【棚卸マニュアルについて】 人事異動等で棚卸実施担当者が交代となった場合に、棚卸作業が適切かつ円滑に実施されないリスクが生じる可能性がある。	令和3年度に棚卸マニュアルを作成した。今後は同マニュアルに基づき、適正な事務処理に努める。【措置済】	病院事業局北部病院
		令和4年度に包括外部監査人の改善提案を基に、新たに診療材料の棚卸手順書を作成した。【措置済】	病院事業局南部医療センター・こども医療センター
		包括外部監査人の改善提案を基に、新たに診療材料の棚卸手順書を作成した。【措置済】	病院事業局宮古病院
		担当者変更による引き継ぎ直後も棚卸業務が円滑にできるよう、マニュアルの改訂を実施した。【措置済】	病院事業局精和病院
監査指摘	【貯蔵品残高の妥当性について】 実地棚卸結果に基づく実際有高を正として、会計上の年度末たな卸資産残高を修正するという、あるべき決算整理処理が実施されておらず、決算書の	【診療材料】 令和4年度より実地棚卸結果に基づく実際有高を正とし、会計上の年度末棚卸残高を修正する決算整理を行っている。『実地棚卸結果に基づく実際有高 = 1	病院事業局南部医療センター・こども医療

	<p>貯蔵品残高の妥当性に疑義が生じている状況である。</p>	<p>32,318,712』 【令和4年度決算処理】 (借方)診療材料費 27,715,231 / (貸方) 診療材料 27,715,231</p> <p>【薬品】 令和4年度より実地棚卸結果に基づく実際有高を正とし、会計上の年度末棚卸残高を修正する決算整理を行った。 『実地棚卸結果に基づく実際有高 :158,276,257』 【令和4年度決算処理】 (借方)薬品 5,182,965 / (貸方)薬品費 5,182,965 【措置済】</p>	<p>センター</p>
		<p>実地棚卸結果に基づく実際有高を正として、会計上の年度末棚卸資産残高を修正する決算整理処理を、令和2年度決算から毎期継続的に実施している。 【令和2年度決算処理】 薬品： (借方)薬品 28,333,946円 / (貸方)薬品費 28,333,946円 内訳：実地棚卸による差異△2,599,618円、残高試算表との誤差 30,933,564円 診療材料： (借方)診療材料 10,800,144円 / (貸方)診療材料費 10,800,144円 内訳：実地棚卸による差異 613,321円、残高試算表との誤差 10,186,823円 【令和3年度決算整理処理】 薬品： (借方)薬品 3,727,184円 / (貸方)薬品費 3,727,184円 診療材料： (借方)診療材料費 411,895円 / (貸方)診療材料 411,895円 【措置済】</p>	<p>病院事業局八重山病院</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【固定資産の現物確認のあり方について(その1)】 固定資産の現物確認に基づく固定資産台帳の整備が、「沖縄県病院事業局固定資産管理規程」の第13条(実地照合による修正)、第17条(固定資産の保管転換)に準拠して実施されていない。(指摘) この結果、現物確認の実効性、ならびに決算書上の固定資産残高及び減価償却費の正確性に疑義が生ずる状況である。</p>	<p>固定資産の明細情報については、固定資産台帳と固定資産リストExcelファイル両者のデータからリストを作成し、実地照合による確認を令和3年度末及び4年度末に実施した。 実地照合は、各セクション長及び設備・調達課職員の2名体制で実施し、現物確認ができない固定資産については、移動させた設置場所や廃棄等の状況確認を行い、設備・調達課にて固定資産台帳登録変更等の事務手続を行っている。 なお、実地照合は毎年実施することと</p>	<p>病院事業局中部病院</p>

	<p>(中部病院) 固定資産の明細情報である補助簿が2つ(固定資産台帳、固定資産リスト(E x c e l))存在しているにもかかわらず、両者の整合性確認が実施されていないため、どちらの情報も正しいのか不明である。</p>	<p>している。【措置済】</p> <p>これまでは隔年で現物確認を行っていたが、令和3年度より毎年実施している。</p> <p>各セクションにおける現物調査実施後、その結果を担当課へセクション別固定資産一覧表で提出させている。「現物有り」にチェックのない固定資産については、移動させた設置場所や廃棄等の情報を記載してもらい、担当課にて固定資産台帳登録変更等の必要な事務手続を行っている。</p> <p>なお、令和3年度は7月に実施した。令和4年度についても7月に調査を開始した。【措置済】</p>	<p>病院事業局南部医療センター・こども医療センター</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【特命随意契約の合理性について(個別契約)】</p> <p>1. 特命随意契約の締結手続きが「沖縄県随意契約ガイドライン」に準拠していない。仕様書は、委託する業務について、病院が要求する内容、範囲及び水準を提示するものである。仕様書が無ければ、委託する業務の詳細な内容等が明確にならないため、本件が「契約を履行できる者が特定されるなど、真にやむを得ない特別な事情がある場合」に該当するのかが疑義が生ずる。(指摘)</p> <p>2. 仕様書が無いため、当該委託業務の結果が、委託料に見合う水準であるかどうかの検証も困難である。(指摘)</p> <p>3. 以下の点で、特命随意契約とする理由が不十分と考えられる。(指摘)</p> <p>(八重山病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院情報システム保守等業務委託契約 <p>システムエンジニアが4名常駐するという病院側の定める仕様に対応できる会社が1社しか見つからなかったという理由で特命随意契約としていたが、当該業務が初めて委託された平成26年当初においても入札が実施されておらず、仕様に対応できる会社が本当に1社のみであるかどうか不明瞭であり、判断根拠が不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属類加工運搬業務委託契約 <p>「金属のプレス加工と運搬の両方を一</p>	<p>1. 外部倉庫賃借契約</p> <p>沖縄県随意契約ガイドラインに準拠し、今後同様の賃借契約を締結する際には、仕様書によって病院が要求する内容、範囲及び水準を明確にし、その仕様書に基づき、特命随意契約の適否を判断した上で適切に契約を行う。</p> <p>令和4年度契約にあたり、当院が要望する仕様書を作成し、不動産会社に条件を満たす物件があるか問合せたが、条件を満たす物件は当該物件のみであった。また、新規契約となると敷金・礼金のほか、物品の移動に係る費用が発生するため、現在契約中の物件を更新することにより、経費の削減を実現できる。</p> <p>2. 病院情報システム保守等業務委託契約</p> <p>沖縄県随意契約ガイドラインに準拠し、今後同様の委託契約を締結する際には、病院が要求する仕様書に基づき、入札や公募型プロポーザルによって適切に契約先の決定を行う。</p> <p>令和4年度は文書管理システム及び麻酔記録システムを導入した。システム導入後は、仕様書どおりのシステムとなっているか確認・検証が必要となるため、現システムを熟知し、仕様書作成から携わっている業者と随意契約している。</p> <p>令和5年度には公募型プロポーザルによって契約先を決定した。</p> <p>3. 金属類加工運搬業務委託契約</p> <p>当該契約は令和元年度で契約終了となっているが、沖縄県随意契約ガイドラ</p>	<p>病院事業局八重山病院</p>

	<p>気通貫で行うことができる会社が1社しか見つからなかった」という理由で特命随意契約としていたが、委託業者選定時に何社程度の金属加工会社に打診した上での結論だったのかが不明瞭であった。また、プレス加工と運搬を一気通貫で1つの会社が実施した場合と、それぞれの業務を別の会社で実施した場合の委託料の比較・検討資料等は作成されておらず、判断根拠が不十分である。</p>	<p>インに準拠し、今後同様の委託契約を締結する際には、病院が要求する仕様書に基づき、入札や公募型プロポーザルによって適切に契約先の決定を行う。【措置済】</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【医薬品及び診療材料の発注について】 調達担当部署の単独発注に係る明確なルールがない場合、以下のリスクが考えられる。 (1) 長期滞留在庫を抱えるリスク (2) 予算統制を逸脱した発注による債務負担の増加により、資金繰りに影響を及ぼすリスク 単独発注に対する内部牽制を効かせるため、既存の仕組みである発注と検収の担当者を区別することに加えて、実地棚卸時における棚卸差異（帳簿上の理論数量と実際の棚卸数量の差）の原因調査を徹底されたい。</p>	<p>【診療材料】 単独発注に関するマニュアルを策定し運用しており、単独発注できる要件を設定し、所属長・管理者の承認を得た上での発注となっている。これにより、より慎重な判断を要し、過剰発注や回転率の低い物品の単独発注を抑制している。</p> <p>【薬品】 下記の2通りの方法にて発注を行っている。 ①複数の薬局関係者決定による定数設定に基づき発注。 ②使用患者数増や薬品の出荷調整が見込まれ代替品確保が必要な場合、使用薬品の過去購入数・使用数を考慮した数量にて発注。 新規採用薬による治療頻度、感染症に関する医薬品の流通開始など、院内の新たな運用や行政機関の通知に留意しながら、薬剤師指示の下で発注しており、調達担当部署職員が単独に発注することはない。 予算については予算金額に対する購入・使用金額を毎月確認しており、予算超過とならないよう調整している。</p> <p>【診療材料・薬品共通】 在庫管理システムを用いて購入数と使用数のデータを分析し、適正在庫をその都度見直し、長期滞留在庫を抱えないようにしている。 また、実地在庫とデータ上の在庫で差異が発生した場合は、払出・消費・入荷データを抽出し、在庫数の不一致が生じた日付を割り出した上で、担当部署の他各セクション長とも情報を共有し、医師・看護師・コメディカル職員等に聴取</p>	<p>病院事業局南部医療センター・こども医療センター</p>

		して原因調査している。【措置済】	
--	--	------------------	--

－令和3年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	【指定管理者の選定】 「指定管理者制度運用委員会」については、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」ではなく、条例によって附属機関として設置し、その内容についても条例によって明確化すべきである。	指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例（令和5年4月施行）を根拠として、指定管理者制度運用委員会を附属機関として設置し、その内容についても明確化した。 【措置済】	総務部行政管理局
監査指摘	【指定管理者の選定】 「指定管理者制度運用委員会」の委員に対する謝礼金について、条例によって規定すべきである。	指定管理者制度運用委員会の附属機関化に伴い、運用委員会委員は沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表「その他の特別職の職員」に該当するものとし、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和5年4月施行）において委員報酬日額9,300円を規定した。【措置済】	総務部行政管理局
監査指摘	【指定管理者の選定】 指定管理者制度運用委員会の会議の公開、会議結果の公表については、努力義務ではなく、公開原則を義務付け、その旨明記すべきである。	会議の公開について、指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（令和5年4月施行）において、指定管理者制度運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は公開しないと規定し、それ以外については原則公開とした。また、会議結果の公表については、附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき原則公開とした。【措置済】	総務部行政管理局
監査指摘	【指定管理者の選定】 合理的な理由に基づき、公募から非公募へと変更する場合には、なぜ公募から非公募に変更したかについて、事情変更等の理由を指定管理者選定要項等に記載すべきである。	指定管理者の選定手続について、募集は公募が原則であるが、合理的な理由に基づき公募から非公募へと変更する場合には、その理由を選定要項等に記載する旨を「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」に記載した。（令和5年5月改正）【措置済】	総務部行政管理局
監査指摘	【指定管理者の選定】 資格要件が施設ごとに異なるものとなるのは適切ではなく、資格要件（欠格事由）については、条例や要綱等に	指定管理者の選定手続について、募集要項に記載する欠格条項を統一し「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」に記載した。（令和5年5月改正）	総務部行政管理局

	において統一的に定められるべきである。	【措置済】	
監査指摘	<p>【指定管理者の選定】</p> <p>実際に締結する基本協定書の協定事項と「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」に記載されている協定事項の内容と齟齬があるため、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」における協定事項に関する記載を改めるべきである。特に「⑨ 損害賠償責任保険等の加入に関する事項」の記載については、「管理物件の損傷等に係る損害賠償責任」及び「第三者への損害賠償責任」双方の加入を求めるものとも解釈できるため、かかる記載が例示に過ぎない場合には、その旨明記すべきである。</p>	<p>指定管理者と締結する基本協定書の協定事項について、実際の協定書の形に合わせて「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」の記載を改めた。（令和5年5月改正）なお、「⑨ 損害賠償責任保険等の加入に関する事項」の記載については、例示ではなく「管理物件の損傷等に係る損害賠償責任」及び「第三者への損害賠償責任」双方の加入を求めるものである。【措置済】</p>	総務部行政管理課
監査指摘	<p>【美ら島財団による指定管理の状況】</p> <p>不適切・不相当な関係会社間の再委託契約を禁止するため、委託先が関係会社となっている場合の禁止規程や関係会社間の再委託契約において注意すべき審査の視点等について、要綱等により定めるべきである。</p>	<p>関係会社への再委託については、包括外部監査からの指摘を踏まえ、各都道府県の状況や官公庁の要領等を確認し対応を検討した結果、契約手続の競争性、公平性、信頼性確保の観点から、令和5年7月11日付けで再委託の適正化に係る通知を改正し、各部局に通知した。</p> <p>改正内容については、関係会社との取引であることのみを選定理由とした再委託は原則禁止することとし、相見積りによらない場合又は最低価格を提示した者を選定しない等の場合には選定理由を明らかにした選定理由書を提出させ、合理性を確認するものとしている。【措置済】</p>	総務部財政課
監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海洋博覧会地区内施設）】</p> <p>関係会社への再委託は不当な資金の流れを誘発し、不正の温床となりうることから、「再委託の適正化に係る通知」において、「関係会社への再委託は原則禁止とする」旨の通知の見直しを検討されたい。（N o 16再掲）</p>	<p>関係会社への再委託については、包括外部監査からの指摘を踏まえ、各都道府県の状況や官公庁の要領等を確認し対応を検討した結果、契約手続の競争性、公平性、信頼性確保の観点から、令和5年7月11日付けで再委託の適正化に係る通知を改正し、各部局に通知した。</p> <p>改正内容については、関係会社との取引であることのみを選定理由とした再委託は原則禁止することとし、相見積りによらない場合又は最低価格を提示した者を選定しない等の場合には選定理由を明らかにした選定理由書を提出させ、合理性を確認するものとしている。【措置済】</p>	総務部財政課

監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）】</p> <p>関係会社への再委託は不当な資金の流れを誘発し、不正の温床となりうることから、「再委託の適正化に係る通知」において、「関係会社への再委託は原則禁止とする」旨の通知の見直しを検討されたい。（No16再掲）</p>	<p>関係会社への再委託については、包括外部監査からの指摘を踏まえ、各都道府県の状況や官公庁の要領等を確認し対応を検討した結果、契約手続の競争性、公平性、信頼性確保の観点から、令和5年7月11日付けで再委託の適正化に係る通知を改正し、各部局に通知した。</p> <p>改正内容については、関係会社との取引であることのみを選定理由とした再委託は原則禁止することとし、相見積りによらない場合又は最低価格を提示した者を選定しない等の場合には選定理由を明らかにした選定理由書を提出させ、合理性を確認するものとしている。【措置済】</p>	総務部財政課
監査意見	<p>【県営首里城公園】</p> <p>関係会社への再委託は不当な資金の流れを誘発し、不正の温床となりうることから、「再委託の適正化に係る通知」において、「関係会社への再委託は原則禁止とする」旨の通知の見直しを検討されたい。（No16再掲）</p>	<p>関係会社への再委託については、包括外部監査からの指摘を踏まえ、各都道府県の状況や官公庁の要領等を確認し対応を検討した結果、契約手続の競争性、公平性、信頼性確保の観点から、令和5年7月11日付けで再委託の適正化に係る通知を改正し、各部局に通知した。</p> <p>改正内容については、関係会社との取引であることのみを選定理由とした再委託は原則禁止することとし、相見積りによらない場合又は最低価格を提示した者を選定しない等の場合には選定理由を明らかにした選定理由書を提出させ、合理性を確認するものとしている。【措置済】</p>	総務部財政課
監査指摘	<p>【県営首里城公園】</p> <p>モニタリングシートにおける事業計画の項目と事業計画書の項目について、整合性を図るべきである。</p>	<p>令和4年度分のモニタリングシート作成においては、事業計画書を元に作成し、整合性を図っている。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【沖縄県立博物館・美術館】</p> <p>再委託先16社のうち7社との契約が随意契約となっているところ、①随意契約自体に法令違反は認められないものの、令和元年度の収支状況が2926万76円の赤字、令和2年度1551万3006円の赤字となっていること、②随意契約となっている事業には、随意契約が不可欠であるとはいえない事業も含まれていることから、合理化のために、再委託事業を見直し、公募による再委託も検討されたい。</p>	<p>令和5年度の再委託事業に関しては、監査時に意見のあった事業3件全てにおいて見積競争を前提に進めた。</p> <p>その結果、2件については見積競争により契約先を選定し、1件については複数の会社へ見積提出を依頼したが、業務の特殊性から取り扱えないと断られたため、結果として1者を契約先として選定した。【措置済】</p>	文化観光部文化振興課

－令和4年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p>【総論】</p> <p>過去の包括外部監査報告に対する措置を適切に実施し、措置状況について、速やかに公表すべきである。</p>	<p>令和3年度以前の包括外部監査の結果に基づき、又は監査結果を参考として講じた措置について、令和5年1月18日付け知事からの通知については令和5年4月18日付け沖縄県公報第5115号により、また、令和5年3月23日付け教育委員会教育長からの通知については令和5年6月20日付け沖縄県公報第5131号により公表したところである。</p> <p>包括外部監査結果の公表について、監査委員は、知事等から講じた措置に関する通知を受けて以降、概ね3か月程度の期間で公表しており、今後もできるだけ速やかに公表するよう努めていきたい。</p> <p>【措置済】</p>	監査委員事務局監査課
監査意見	<p>【一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー】</p> <p>法人の規模、監事の関与状況に照らすと会計監査が十分とはいいがたく、会計監査人の設置を検討されたい。</p>	<p>一般法人は負債が200億円以上の場合には、会計監査人の設置が義務付けられており、当財団は当該強制設置の義務はなく、任意になることから、会計監査人は設置をせず、今後の対応として四半期ごとに監事へ執行状況等の報告を行うこととする。【措置済（相違分）】</p>	文化観光スポーツ部観光政策課
監査意見	<p>【一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー】</p> <p>「一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会計規程」について、以下の問題点等が散見され、見直しを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条：出納役と出納員に総務部長を充てるとあるが、出納員は別の担当者を充てられたい。 ・第7条：現在、入金伝票、出金伝票、振替伝票は使用していないが、依然として伝票会計を前提とした記述となっており、見直されたい。 ・第5章と第6章：棚卸資産、固定資産、消耗品等の記載が混在しているため、整理されたい。 ・第44条：固定資産の減価償却について、間接償却法とあるが決算書は直接償却法となっており、見直されたい。 	<p>会計規程第4条及び7条に関し、指摘の通り出納員を別の担当者を充てることとし、規程改正を行った。</p> <p>会計規程第5章と第6章に関し、顧問税理士に確認したところ、特段問題はないと判断し、現状規程のままとする。</p> <p>会計規程第44条に関し、令和4年度決算より表示方法を修正した。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光政策課
監査意見	【一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー】	令和5年1月10日の現地調査後に管理	文化観光

	ンビューロー】 切手についても枚数管理し、定期的 に受払簿と現物の照合をされたい。	簿の一部を修正した。修正以降は、週に 一度、在庫管理を行っている。〔措置 済〕	スポーツ 部観光政 策課
監査意見	【一般財団法人沖縄観光コンベンショ ンビューロー】 固定資産について、後日の検証に備 え、固定資産台帳と現物との照合を実 施した証跡を残されたい。	令和4年度決算時から照合した内容が 分かるよう確認表を残している。〔措置 済〕	文化観光 スポーツ 部観光政 策課
監査意見	【一般財団法人沖縄観光コンベンショ ンビューロー】 各種引当金について、12月から3月 までの4か月分については、期間損益 計算適正化の観点から決算時に賞与引 当金の計上を検討されたい。	令和4年度決算より賞与引当金を計上 した。〔措置済〕	文化観光 スポーツ 部観光政 策課
監査意見	【一般財団法人沖縄観光コンベンショ ンビューロー】 予定価格積算に際し、プロパー社員 従事分を直接人件費に計上することを 検討されたい。	令和5年度より、OCVBへの特命随 契事業予算にプロパー人件費を計上して おり、予定価格積算においても計上を 行っている。〔措置済〕	文化観光 スポーツ 部観光政 策課
監査意見	【一般財団法人沖縄観光コンベンショ ンビューロー】 県からの「再委託の条件」を再委託 先に遵守させることを明確にするた め、OCVBと各再委託先との間で作 成される再委託契約書における再々委 託制限条項については、以下のような 規定を検討されたい。 第●条（再委託） 1 乙（OCVBからの再委託先） は、委託業務の全部を第三者に再委託 してはならない。また、委託業務の一 部を第三者に再委託する場合には、事 前に書面による甲（OCVB）の承認 を受けなければならない。ただし、次 の各号に該当する者に対する再委託を 禁止する。 (1) 暴力団員又は暴力団と密接な関係 を有する者 (2) 県の指名停止措置を受けている者 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1 項各号に掲げる者 (4) 法人その他の団体であって、その 役員が次のいずれかに該当するもの ア 破産者で復権を得ない者 イ 禁固以上の刑に処せられ、その執 行を終わるまで又はその執行を受ける	再々委託制限条項については、意見の 通り書きぶりを変更し、令和5年9月1 日以降の契約から適用している。〔措置 済〕	文化観光 スポーツ 部観光政 策課

	ことがなくなるまでの者 (後略)		
監査指摘	<p>【一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー】</p> <p>再委託申請書における「再委託先の適格性」のチェック項目について、機械的にチェックするのではなく、再委託先が未定の際には適格性の判断はできないのであるから、いずれのチェック項目も外すべきである。</p>	<p>指摘のあった「再委託申請書」は、本来、再委託先業者選定後に県へ提出する書類であり、企画公募や一般競争入札前に提出される様式ではないため、部内で新たに「再委託業務確認申請書」を作成し、今後、再委託先業者選定前の県への確認は、この様式を使用することとした。【措置済(相違分)】</p>	文化観光スポーツ部観光政策課
監査指摘	<p>【一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー】</p> <p>各委託事業において、明確な旅費算定基準に基づき、統一的な見積を算定すべきである。</p>	<p>委託料の支払いは精算によるため、精算時に適切な額が計上されていれば、業務の遂行に支障はないと認識している。契約時に過度な見積りが行われている場合は、積算根拠や用務を確認するなど、適切に対応している。【措置済(相違分)】</p>	文化観光スポーツ部観光政策課
監査意見	<p>【令和3年度 離島観光活性化促進事業】</p> <p>実施計画書の業務内容については、仕様書の業務内容に基づいて作成されたい。</p>	<p>仕様書と整合性のとれた内容とした。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 教育旅行推進強化事業】</p> <p>実施計画書の変更がある場合、契約書2条3項に基づく変更であるのか、契約書4条1項に基づく変更であるのか、統一した手続を行うべきである。</p>	<p>契約書第4条1項に統一した手続を行った。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【令和3年度 教育旅行推進強化事業】</p> <p>「安全・安心な修学旅行実施のためのバス等増車支援」という追加業務について、別途発注することなく、OCVBの随契として本事業に組み入れる必要性があったのか検証されたい。</p>	<p>バス増車支援実施の緊急性およびバス会社や修学旅行を取り扱っている旅行会社とのネットワークをすでに構築していること。</p> <p>また、当事業において修学旅行推進協議会および分科会(宿泊機能、商品造成PR、教育旅行民泊、平和学習、輸送機能)を実施し、教育旅行の様々な分野の関係社と課題や情報共有を適宜行っており、緊急性のあるバス等の増車支援に柔軟に対応できるため、OCVBの随契として本事業に組み入れる必要があったと考えている。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【令和3年度 教育旅行推進強化事業】</p> <p>請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、</p>	<p>OCVB契約事務は沖縄県財務規則に準拠しているため、請書の様式は変更せず、別紙として「誓約書」を添付することにより再委託条件について約定し、令</p>	文化観光スポーツ部観光振興課

	「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。	和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済（相違分）】	
監査意見	【令和3年度 国内需要安定化事業】 実施計画書の業務内容については、仕様書の業務内容に基づいて作成し、特に、仕様書に記載された業務内容について、修正等を行う場合であっても、大項目については仕様書に記載された業務内容を反映されたい。	仕様書と整合性のとれた内容とした。 【措置済】	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査指摘	【令和3年度 国内需要安定化事業】 仮に、実施計画書の作成段階において、仕様書の業務内容が実態にそぐわないことが判明したような場合には、仕様書自体を変更すべきである。	仕様書と整合性のとれた内容とした。 【措置済】	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査意見	【令和3年度 国内需要安定化事業】 実施計画書に記載された業務内容と事業費見積書に記載された業務内容は、出来る限り統一して記載されたい。	仕様書と整合性のとれた内容とした。 【措置済】	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査指摘	【令和3年度 国内需要安定化事業】 実施計画書の変更がある場合、契約書2条3項に基づく変更であるのか、契約書4条1項に基づく変更であるのか、統一した手続を行うべきである。	契約書第4条1項に統一した手続を行った。 【措置済】	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査指摘	【令和3年度 フィルムツーリズム推進事業】 請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。	OCVB契約事務は沖縄県財務規則に準拠しているため、請書の様式は変更せず、別紙として「誓約書」を添付することにより再委託条件について約定し、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済（相違分）】	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査指摘	【令和3年度 フィルムツーリズム推進事業】 請書の作成を省略する場合であっても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせるこ	請書の作成を省略する場合であっても、再委託条件について受注者に誓約書を提出いただき、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済】	文化観光 スポーツ 部観光振 興課

	と」との再委託条件について、書面によって約定すべきである。		
監査指摘	<p>【令和3年度 観光人材育成・確保促進事業】</p> <p>OCVB等コンソーシアムに対し、契約書第2条に基づく文書として、実施計画書を提出させるべきである。</p>	<p>県では、契約書の規定に基づき、実施計画書を受理した。なお、OCVBにおいても、提出した写しを保管していた。</p> <p>【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 観光人材育成・確保促進事業】</p> <p>実施計画書の事業内容は、仕様書が定める基準を満たすものとすべきであり、仮に、仕様書の基準に不都合があるような場合には、仕様書自体を修正・変更すべきである。</p>	<p>仕様書と実施計画書の内容に齟齬が無いよう、県及びOCVBの双方で確認を行った。</p> <p>【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 観光人材育成・確保促進事業】</p> <p>契約書第5条1項の規定に基づき、実施計画書の変更に対して、承認を行うべきである。</p>	<p>県では、契約書の規定に基づき、承認手続を行っており、OCVBも承認書を保管していた。</p> <p>【措置済（相違分）】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 観光人材育成・確保促進事業】</p> <p>請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。</p>	<p>OCVB契約事務は沖縄県財務規則に準拠しているため、請書の様式は変更せず、別紙として「誓約書」を添付することにより再委託条件について約定し、令和5年9月1日以降の契約から適用している。</p> <p>【措置済（相違分）】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 観光人材育成・確保促進事業】</p> <p>請書の作成を省略する場合であっても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について、書面によって約定すべきである。</p>	<p>請書の作成を省略する場合であっても、再委託条件について受注者に誓約書を提出いただき、令和5年9月1日以降の契約から適用している。</p> <p>【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 観光人材育成・確保促進事業】</p> <p>業務委託契約が県とコンソーシアムとの間で締結されている場合には、再委託承認申請書はコンソーシアム名義にて提出させるべきである。</p>	<p>県で保管している申請書は、コンソーシアム名義となっていた。引き続き、同様の手続となるよう指導を行った。</p> <p>【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課

<p>監査指摘</p>	<p>【令和3年度 観光人材育成・確保促進事業】 県の再委託承認後に、再委託承認期間の変更が生じる場合には、予め変更申請を行うべきであり、県の再委託承認前に、既に提出した再委託承認申請書の内容に変更が生じる場合には、提出済みの再委託承認申請書について、修正・撤回する旨の文書を提出させるべきである。</p>	<p>OCVBが誤った申請書を破棄せずに保管していたものである。これに対して、OCVBに文書指導を行った。また、再委託の承認を行った業務の実施状況や進捗を確認することにより、再委託の承認の範囲内で業務が実施されているか適宜チェックを行った。【措置済】</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【令和3年度 観光人材育成・確保促進事業】 契約締結日、契約の相手方からの書類の提出日、県の承認日がいずれも同一日付けというのは、不自然であり、県は提出書類について適正に審査するよう徹底されたい。</p>	<p>WEBサイトの保守管理費等、4月1日から発生する必要経費もあることから、同日付で適正に審査を行い、契約手続を行った。【措置済（相違分）】</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【令和3年度 観光危機管理体制構築支援事業】 請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。</p>	<p>OCVB契約事務は沖縄県財務規則に準拠しているため、請書の様式は変更せず、別紙として「誓約書」を添付することにより再委託条件について約定し、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済（相違分）】</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【令和3年度 観光危機管理体制構築支援事業】 再委託先がコンソーシアムやジョイントベンチャーの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。</p>	<p>現状の契約書に代表者の権限について条項を追加し、代表企業と構成員全員の署名記載欄と捺印枠を設けた。改正後の契約書については、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済】</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業】 請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。</p>	<p>OCVB契約事務は沖縄県財務規則に準拠しているため、請書の様式は変更せず、別紙として「誓約書」を添付することにより再委託条件について約定し、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済（相違分）】</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業】 沖縄県財務規則に従い、100万円を</p>	<p>平成25年7月1日通知、平成26年4月1日から適用の会計規程の運用に基づき旅行手配に係る業務委託については契約</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>

	<p>超える再委託契約を締結する場合には、原則として契約書を作成すべきであり、例外的に契約書の作成を省略する場合には、省略することができる基準を設け、仕様書等に盛り込むべきである。</p>	<p>書を省略し、請書を交わした。今後は、起案時に必ず内規を添付するよう周知徹底を図った。また、省略することができる旨を仕様書に記載し、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済】</p>	<p>興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【令和3年度 沖縄観光受入対策事業】 請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。</p>	<p>OCVB契約事務は沖縄県財務規則に準拠しているため、請書の様式は変更せず、別紙として「誓約書」を添付することにより再委託条件について約定し、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済（相違分）】</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【令和3年度 沖縄観光誘致対策事業】 契約書第2条に基づく文書である「実施計画書」として提出させるべきである。</p>	<p>契約書文言に基づき「実施計画書」として提出させた。【措置済】</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【令和3年度 沖縄観光誘致対策事業】 再委託先が共同企業体やコンソーシアムの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。</p>	<p>現状の契約書に代表者の権限について条項を追加し、代表企業と構成員全員の署名記載欄と捺印枠を設けた。改正後の契約書については、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済】</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【令和3年度 沖縄観光誘致対策事業】 請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。</p>	<p>OCVB契約事務は沖縄県財務規則に準拠しているため、請書の様式は変更せず、別紙として「誓約書」を添付することにより再委託条件について約定し、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済（相違分）】</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【令和3年度 観光2次交通機能強化事業】 請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。</p>	<p>OCVB契約事務は沖縄県財務規則に準拠しているため、請書の様式は変更せず、別紙として「誓約書」を添付することにより再委託条件について約定し、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済（相違分）】</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>

監査指摘	<p>【令和3年度 観光2次交通機能強化事業】</p> <p>再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。</p>	<p>再委託の申請がなされた時点で、契約日を事前に確認した上で承認を行うなど、指導を徹底した。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 観光2次交通機能強化事業】</p> <p>再委託するに当たっては、再委託承認の内容を遵守させるべきであり、再委託承認書の内容と異なる内容にて再委託を行おうとする場合には、予め変更申請を行い、県の承認を受けるべきである。</p>	<p>沖縄県からOCVBに対する指導を徹底した。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 クルーズ船プロモーション事業】</p> <p>再委託承認を受けた内容に変更が生じるときには、予め変更申請を行うべきである。</p>	<p>再委託の承認を行った業務の実施状況や進捗を確認することにより、再委託の承認の範囲内で業務が実施されているか適宜チェックを行った。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 クルーズ船プロモーション事業】</p> <p>沖縄県財務規則に従い、100万円を超える再委託契約を締結する場合には、原則として契約書を作成すべきであり、例外的に契約書の作成を省略する場合には、省略することができる基準を設け、仕様書等に盛り込むべきである。</p>	<p>平成25年7月1日通知、平成26年4月1日から適用の会計規程の運用に基づき旅行手配に係る業務委託については契約書を省略し、請書を交わした。今後は、起案時に必ず内規を添付するよう周知徹底を図った。また、省略することができる旨を仕様書に記載し、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 クルーズ船プロモーション事業】</p> <p>例外的に契約書の作成を省略し、請書に代えた場合であっても、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。</p>	<p>契約書の作成を省略し、請書に代えた場合であっても、再委託条件について受注者に誓約書を提出いただき、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 クルーズ船プロモーション事業】</p> <p>請書に、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。</p>	<p>OCVB契約事務は沖縄県財務規則に準拠しているため、請書の様式は変更せず、別紙として「誓約書」を添付することにより再委託条件について約定し、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済（相違分）】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査指摘	<p>【令和3年度 戦略的MICE誘致促進事業】</p>	<p>現状の契約書に代表者の権限について</p>	文化観光

	<p>進事業】 再委託先がコンソーシアムやジョイントベンチャーの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。</p>	<p>条項を追加し、代表企業と構成員全員の署名記載欄と捺印枠を設けた。改正後の契約書については、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済】</p>	<p>スポーツ部MICE推進課</p>
監査指摘	<p>【令和3年度 観光誘致対策事業（MICE推進課）】 重複・関連した業務内容について、あえて複数の事業として分離発注する必要があるかどうか、十分に検討されたい。</p>	<p>県内開催MICEへの支援については、国費を財源とする「戦略的MICE誘致促進事業」に加え、国庫事業の対象外となる時期については県費で対応する等、両事業で棲み分け・補完しながら対応している。【措置済】</p>	<p>文化観光スポーツ部MICE推進課</p>
監査指摘	<p>【令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業】 契約書2条1項の規定通り、契約締結後10日以内に実施計画書として提出させるべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、実施計画書は契約締結後10日以内に提出する必要がある。資料名の表記について、今後は誤認を招かないよう対応を改めた。（契約書第2条に規定）【措置済】</p>	<p>文化観光スポーツ部スポーツ振興課</p>
監査指摘	<p>【令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業】 実施計画書の内容が変更となる場合には、OCVBから実施計画書の変更内容を記載した書面を提出するよう求め、これに対し、承認の手続を履行すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、実施計画書は契約締結後10日以内に提出する必要がある、改定契約においても、同様である。資料名の表記について、今後は誤認を招かないよう対応を改めた。また、当該変更は県が変更した仕様書に基づく内容であるため、契約書第3条ではなく第2条に基づく実施計画書の提出であると認識している。【措置済】</p>	<p>文化観光スポーツ部スポーツ振興課</p>
監査指摘	<p>【令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業】 再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。</p>	<p>ご指摘については、事業者（OCVB）と再委託先の契約において、委託業務と請負業務が一体となっていたことにより、県の承認を超えた再委託を行っているという誤認を招いてしまったもの。今後は誤認を招かない方法を検討し、対応を改めた。【措置済（相違分）】</p>	<p>文化観光スポーツ部スポーツ振興課</p>
監査指摘	<p>【令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業】 請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。</p>	<p>OCVB契約事務は沖縄県財務規則に準拠しているため、請書の様式は変更せず、別紙として「誓約書」を添付することにより再委託条件について約定し、令和5年9月1日以降の契約から適用している。【措置済（相違分）】</p>	<p>文化観光スポーツ部スポーツ振興課</p>
監査指摘	<p>【3 沖縄県環境整備株式会社】 県は、外郭団体に対し、指導・監督すべき立場にあり、最終処分場の被覆</p>	<p>最終処分場の被覆施設の移設等の重要事項について、県は定期的に環境整備センターに対し検討内容の報告を求めた上</p>	<p>環境部環境整備課</p>

	<p>施設の移設等の重要事項について、定期的に報告を求めた上で、十分な協議を実施すべきである。</p>	<p>で、十分な協議を行っていくこととした。</p> <p>なお、今回（令和5年度）の被覆施設移設工事について、県と工法等の協議を行った上で、環境整備センターにおいて令和5年6月に施工業者と工事契約を締結したところである。次回以降の移設に向けては環境整備センターにおいて、工法や工期短縮等について適切なスケジュールで検討を行っていくこととした。</p> <p>【措置済】</p>	
監査指摘	<p>【3 沖縄県環境整備株式会社】</p> <p>環境整備センターの筆頭株主として、移設方針等の重要事項について、株主総会で意見を述べるなど、適正にチェックすべきである。</p>	<p>令和5年度の株主総会においては、県知事の代理で環境部長が出席し、意見を述べる機会があったが、事前に必要な事項について県と環境整備センターで協議（調整）を行っていたため、特段意見は述べなかった。</p> <p>株主総会以外では、県と環境整備センターで必要な事項について、環境整備センターの代表取締役説明や取締役会及び株主総会の前後の協議（調整）をとおして、チェックしている。【措置済】</p>	環境部環境整備課
監査意見	<p>【3 沖縄県環境整備株式会社】</p> <p>副知事が今後も引き続いて、環境整備センターの代表取締役に就任する必要があるのか、仮に、取締役に就任すべき必要がある場合であっても、非常勤取締役の就任では目的を達成できないのか否かについても、検討されたい。</p>	<p>県としては、環境整備センターについて、被覆施設移設工事費が当初想定よりも高騰したことなどで経営状況が厳しいことから、副知事を代表取締役として選任した当初の理由である「処分場の安定した施設運営及び経営体制の構築」がなされているとは言い難いこと、また、地元住民との良好な信頼関係を引き続き維持する必要があることから、副知事が引き続き非常勤取締役ではなく代表取締役に就任する必要があると考えている。</p> <p>代表取締役の選任については環境整備センターの株主総会及び取締役会で最終的に決定されるものであることから、県としては上記の考えを基に環境整備センターや関係者と調整していきたいと考えている。【措置済】</p>	環境部環境整備課
監査意見	<p>【3 沖縄県環境整備株式会社】</p> <p>引き続き副知事が代表取締役に就任する必要があると認められる場合であっても、その就任期間について、具体的な任期を定めることを検討されたい。</p>	<p>県としては、少なくとも次回の被覆施設移設工事が完了する令和9年度までは副知事が代表取締役に就任する必要があると考えている。</p> <p>代表取締役の選任については環境整備センターの株主総会及び取締役会で最終的に決定されるものであることから、県としては上記の考えを基に環境整備セン</p>	環境部環境整備課

		ターや関係者と調整していきたいと考えている。【措置済（相違分）】	
監査意見	<p>【4 那覇空港ビルディング株式会社】</p> <p>県としても、那覇空港ビルディングに対し、経営計画を策定するにあたり、従来の事業実績、将来の事業の見通し等策定基準を定めるとともに、計画を修正するにあたり、事業の状況に著しい変化が生じた場合等の修正基準を定めるよう求め、同基準を共有されたい。</p>	<p>策定基準については令和4年11月に策定した。</p> <p>事業の状況に著しい変化が生じた場合等については、売上高前年比±10%の差異が発生した場合に修正を行うルールを設定して運用している。（営業利益・経常利益・当期純利益は±30%）【措置済】</p>	企画部交通政策課
監査指摘	<p>【4 那覇空港ビルディング株式会社】</p> <p>沖縄県は、那覇空港ビルディングに対し、長期経営計画を策定するよう求めるべきである。</p>	令和5年3月に策定した。【措置済】	企画部交通政策課
監査意見	<p>【4 那覇空港ビルディング株式会社】</p> <p>10万円未満の資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をするよう検討されたい。</p>	<p>備品一覧表については社内のデータベースにて作成済みである。</p> <p>現物照合を行う等のマニュアルについては令和4年11月に策定した。【措置済】</p>	企画部交通政策課
監査指摘	<p>【4 那覇空港ビルディング株式会社】</p> <p>職場におけるハラスメント事案が生じた場合には、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第6条に沿った具体的対応を行うよう検討すべきである。</p>	<p>発生した場合には、ハラスメント対応担当社員に対してハラスメント対応セミナー等を受講させる等、対応スキルの向上に努めることとしている。なお、令和5年5月15日にハラスメント防止研修を行った。【措置済】</p>	企画部交通政策課
監査意見	<p>【4 那覇空港ビルディング株式会社】</p> <p>那覇空港ビルディングにおいては、ハラスメントの相談窓口の周知方法を検討されたい。</p>	<p>現在、ハラスメント担当部署である経営管理部総務課に男女1名ずつハラスメント対応担当社員を選任しており、社内共有ポータルにて定期的に役員・社員への周知をしている。【措置済】</p>	企画部交通政策課
監査指摘	<p>【5 石垣空港ターミナル株式会社】</p> <p>沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社に対し、中期経営計画を策定するように申入れを行うべきである。</p>	<p>中期経営計画を策定するよう、県から令和5年6月27日付けで申し入れを行った。</p> <p>これに対し会社からは、旅客施設の拡張事業の実現が経営課題となっている中、中長期経営計画は重要な指標になると認識しており、拡張事業計画の立案と並行して経営計画を策定する予定である</p>	土木建築部空港課

		旨の回答があった。【措置済】	
監査指摘	【5 石垣空港ターミナル株式会社】 沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社の策定した長期経営計画を公表すべきである。	県のホームページ上に公表した。【措置済】	土木建築部空港課
監査意見	【5 石垣空港ターミナル株式会社】 10万円未満の資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をすることが望ましい。	より厳格な備品管理を検討するよう、県から令和5年6月27日付けで申し入れを行った。 これに対し会社からは、備品等の資産については法人税法等が定める会計基準に則って適切に管理されており、顧問税理士及び会計監査人からもその妥当性について確認されているものの、管理強化については前向きに検討していく旨の回答があった。【措置済（相違分）】	土木建築部空港課
監査指摘	【5 石垣空港ターミナル株式会社】 「セクシュアルハラスメント防止規程」、「パワーハラスメント防止規程」適用後も規程違反が常態的に生じた理由について、早急に総括し、規程違反発生防止に取り組むべきである。	石垣空港ターミナル株式会社においては、セクハラ防止規程については課長及び統括部長も窓口とされていること、また組織規程では部長不在時にはその職務を課長が代理することが規定されており、常態的に規程違反が生じていたとの指摘は当たらないものとする。【措置済】	土木建築部空港課
監査指摘	【5 石垣空港ターミナル株式会社】 セクシュアルハラスメントについて、相談窓口を早急に設置すべきである。	石垣空港ターミナル株式会社においては、課長及び統括部長も相談窓口となっており、すでに相談窓口は設置されている。課長及び統括部長が相談窓口であることについては、あらためて全社員に対し周知を行った。【措置済】	土木建築部空港課
監査指摘	【5 石垣空港ターミナル株式会社】 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの周知方法を検討すべきである。	石垣空港ターミナル株式会社においては、指摘を受け、あらためて全社員に対し周知・教育を行った。今後も入社時やコンプライアンス研修などの機会に周知を図ることとしている。【措置済】	土木建築部空港課
監査意見	【5 石垣空港ターミナル株式会社】 社外取締役の選任が適切だったかを検証した上で、今後の社外取締役選任方法を検討されたい。	社外取締役としての役割が適切に果たせるような人選を行うよう、県から令和5年6月27日付けで申し入れを行った。 これに対し会社からは、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にリモート併用開催を取り入れるなどして出席しやすい仕組みの構築を進めていること、また、事前に議案書等の資料を送付し、意見を交換するなど、社外取締役からの客観的意見を経営に反映できるよう努めて	土木建築部空港課

		いる旨の回答があった。【措置済（相違分）】	
監査指摘	<p>【6 沖縄都市モノレール株式会社】</p> <p>県は、モノレール社に対する債権管理において、次の点に留意すべきである。</p> <p>① 債権管理の適正化に関する法令の規定の内容や趣旨を改めて踏まえた上で、これに適った事務処理を行うべきであること</p> <p>② 債権管理に関する事務処理に当たり、複数の職員によるチェック体制を構築し、これを適正に履行すべきであること</p>	<p>① モノレール社に対する債権を適正に管理するため、関係法令の遵守はもとより、貸付原資の管理を行う担当部署と緊密に連携し情報共有を行っている。</p> <p>また、契約書に定めのない事項や疑義が生じた際は、その対応に係る法的な妥当性について随時弁護士の見解を求めることとしている。</p> <p>② 貸付金の償還請求については、チェックリストを作成し複数名で内容の確認を行うほか、請求書に貸付残高等の内訳を追加し、県とモノレール社の双方で内容が確認できるように改善した。【措置済】</p>	土木建築部都市計画・モノレール課

【用語の定義】

監査指摘……………法令に違反し、又は著しく適切を欠くと判断され、これに係る事項について改善を求めるとされたもの

監査意見……………組織及び運営の合理化に資する観点等から、改善が望まれるとされたもの

措置済……………包括外部監査人から「監査の結果」や「意見」として改善を求められた事項について、県としてどのように取り扱うかの判断（意思決定）を行った状態にあること又は当該判断に基づき必要な手続をとった状態若しくは必要な事務を処理した状態にあること。

措置済（相違分）…措置済のうち、包括外部監査人が改善を求める意図、趣旨又は目的内容を明らかにしたうえで、その求めに応ずることによる行政上の支障若しくは弊害又は問題点を比較考慮し、当該事項の取扱いについて行政上の意思決定を行うことを含むものとする。

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074